

目次

条例

- 職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 公文書館条例の一部を改正する条例（県政情報・文書課）
- 宮城県公告式条例の一部を改正する条例（同）
- 行政手続条例の一部を改正する条例（同）
- 情報公開条例の一部を改正する条例（同）
- 公益認定等委員会条例の一部を改正する条例（私学・公益法人課）
- 手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例（スポーツ振興課等）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教職員課）
- 高等学校等教育改革推進基金条例（教育庁高校教育課）
- 県立学校条例の一部を改正する条例（教育庁高校教育創造室）
- 美術館条例の一部を改正する条例（教育庁生涯学習課）
- 歴史博物館条例の一部を改正する条例（教育庁文化財課）
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 地域未来基金条例（総合政策課）
- みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例（食と暮らしの安全推進課）
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（同）
- 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（同）
- 宮城県立劇場条例（消費生活・文化課）
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子ども・家庭支援課）
- 障害者体育施設条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 福祉型障害児入所施設条例の一部を改正する条例（同）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（薬務課）
- 国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用対策課）
- 道路占用料等条例の一部を改正する条例（道路課）
- 宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例（建築宅地課）

次の条例をここに公布する。

令和8年3月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県条例第 4 号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 5 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 6 号 県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 9 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 10 号 公文書館条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 11 号 宮城県公告式条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 12 号 行政手続条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 13 号 情報公開条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 14 号 公益認定等委員会条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 15 号 手数料条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 16 号 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例
- 宮城県条例第 17 号 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 18 号 高等学校等教育改革推進基金条例
- 宮城県条例第 19 号 県立学校条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 20 号 美術館条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 21 号 歴史博物館条例の一部を改正する条例

宮城県条例第	22	号	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	23	号	地域未来基金条例
宮城県条例第	24	号	みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	25	号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	26	号	化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	27	号	宮城県立劇場条例
宮城県条例第	28	号	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	29	号	障害者体育施設条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	30	号	福祉型障害児入所施設条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	31	号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	32	号	国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	33	号	緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	34	号	道路占用料等条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	35	号	宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和33年宮城県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>20人</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 教育委員会の所管に属する学校の職員及び県費負担教職員 <u>13,264人</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>19人</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 教育委員会の所管に属する学校の職員及び県費負担教職員 <u>13,261人</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第20条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第18条の規定に基づき各会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定めるところにより支給される給料の調整額を含み、かつ、この条例で定めるところにより支給される初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びへき地手当（これに準ずる</p>	<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第20条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第18条の規定に基づき各会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定めるところにより支給される給料の調整額を含み、かつ、この条例で定めるところにより支給される初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。第14</p>

手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。) (以下「各種手当」という。) を除いたものとする。

(報酬等)

第4条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 (以下「第1号会計年度任用職員」という。) に対しては、月額、日額又は勤務1時間当たりの額で定める額の報酬 (以下「基礎報酬」という。) 及び給料の調整額に相当する報酬 (以下これらを「基本報酬」という。) 並びに初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬 (以下「加算報酬」という。) 並びに期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者にあつては、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

2～9 [略]

10 給料の調整額に相当する報酬及び加算報酬は、給与条例に規定する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤

条第1項及び第15条第1項において同じ。) (以下「各種手当」という。) を除いたものとする。

(報酬等)

第4条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 (以下「第1号会計年度任用職員」という。) に対しては、月額、日額又は勤務1時間当たりの額で定める額の報酬 (以下「基礎報酬」という。) 及び給料の調整額に相当する報酬 (以下これらを「基本報酬」という。) 並びに初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬 (以下「加算報酬」という。) 並びに期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者にあつては、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

2～9 [略]

10 給料の調整額に相当する報酬及び加算報酬は、給与条例に規定する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直

務手当及び宿日直手当の例により支給する。ただし、給料の調整額に相当する報酬並びに初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬については、前3項の例により計算した額とし、時間外勤務手当に相当する報酬の額については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額とする。

11・12 [略]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第1号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額(第4条第9項の規定により計算した額をいう。以下同じ。)を加算した額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第17条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第1号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給

手当の例により支給する。ただし、給料の調整額に相当する報酬並びに初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬については、前3項の例により計算した額とし、時間外勤務手当に相当する報酬の額については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額とする。

11・12 [略]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第1号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額(第4条第9項の規定により計算した額をいう。以下同じ。)を加算した額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第17条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第1号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給

されるものの勤務1時間当たりの給与額は、日額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額を加算した額をその者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第1号会計年度任用職員のうち勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、勤務1時間当たりの額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額を加算した額とする。

4 [略]

されるものの勤務1時間当たりの給与額は、日額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額をその者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第1号会計年度任用職員のうち勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、勤務1時間当たりの額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額とする。

4 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）による職員の職務の級1級に相当する額とする。</p> <p>第3条 この条例に定めるものの<u>ほか</u>、実費弁償支給の方法については、<u>県の一般職の職員</u>の例による。</p>	<p>第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>定額による旅行雑費及び宿泊料</u>とし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）による職員の職務の級1級に相当する額とする。</p> <p>第3条 この条例に定めるものの<u>外</u>、実費弁償支給の方法については、<u>県職員</u>の例による。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行依頼を発する旅行について適用し、施行日前に旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に当該旅行依頼を変更する旅行については、同条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇（以下この条において「<u>育児時間</u>」という。）を<u>与えられている職員（非常勤職員を除く。）</u>又は職員勤務時間条例第17条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項に規定する<u>介護時間（以下この条において「<u>介護時間</u>」</u>という。）若しくは職員勤務時間条例第17条の3第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の3第1項に規定する<u>子育て部分休暇（以下この条において「<u>子育て部分休暇</u>」</u>という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は職員勤務時間条例第18条若しくは学校職員勤務時間条例第16条の規定による<u>介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）</u>に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該<u>特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u>で行うものとする。</p>

第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間及び当該子育て部分休暇により勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間に相当するものとして任命権者が定める休暇を与えられている場合又は介護時間に相当するものとして任命権者が定める休暇若しくは子育て部分休暇に相当するものとして任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇により勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための任命権者が定める休暇又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病若しくは老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第10条の2 任命権者は、次に掲げる<u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条の3第1項及び第19条の2第2項において同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第10条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、<u>その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項ま</u></p>

られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に

で及び第19条の2第2項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。))が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職

規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条の3第1項及び第19条の2第2項において同じ。)」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)と

員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第19条の2第2項において同じ。)を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員(第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)第14条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定

して、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（介護休暇）

第17条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護休暇）

第17条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(子育て部分休暇)

第17条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日ま

(介護時間)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

での間にある子

2 子育て部分休暇の時間は、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 子育て部分休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の3第1項に規定する子育て部分休暇を取得するため、新条例第18条の規定による承認を受けようとする職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該承認を請求することができる。
- 3 任命権者は、前項の規定による承認の請求があった場合には、施行日前においても、新条例第18条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同条の規定による承認とみなす。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,900円</u></p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>2,700円</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

公文書館条例の一部を改正する条例

公文書館条例（平成12年宮城県条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>公文書の管理に関する条例(令和7年宮城県条例第45号)</u></p> <p><u>第2条第4項に規定する特定歴史行政文書等及び同条例第50条第3項の規定により移管された訴訟に関する書類(以下「公文書館資料」と総称する。)</u>を保存し、<u>利用</u>に供するとともに、それらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の振興に寄与するため、公文書館を設置する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>公文書その他の記録(現用のものを除く。)</u>で歴史資料として<u>重要なものを</u>保存し、<u>閲覧</u>に供するとともに、それらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の振興に寄与するため、公文書館を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(閲覧等)</u></p> <p>第4条 <u>公文書館の利用者は、規則で定めるところにより、公文書館に保存されている公文書その他の記録(以下「公文書館資</u></p>

料」という。)を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができる。

2 知事は、個人に関する情報が記録されている公文書館資料その他の規則で定める公文書館資料については、その全部又は一部について、前項の閲覧又は写しの交付を制限することができる。

(貸出し等の制限)

第5条 公文書館資料の館外での利用及びその写しの出版物への利用については、学術及び文化の振興に寄与し、かつ、館外での利用の場合にあっては、貸出しを受けるものにおいて損傷及び亡失の防止に十分な配慮がなされていると知事が認める場合に限り、行うことができる。

(手数料等)

第6条 公文書館資料の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

2 公文書館資料の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(損傷等の届出)

第4条 公文書館の利用者及び公文書館資料を館外で利用するもの(次項において「利用者等」という。)は、公文書館資料又は公文書館の施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 [略]

第5条 [略]

(損傷等の届出)

第7条 公文書館の利用者及び第5条の規定により公文書館資料の貸出しを受けたもの(次項において「利用者等」という。)は、公文書館資料又は公文書館の施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 [略]

第8条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県公告式条例の一部を改正する条例

宮城県公告式条例（昭和25年宮城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p>
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が<u>署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名を含む。）</u>をしなければならない。</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が<u>署名</u>しなければならない。</p>
<p>第3条 条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。<u>ただし、</u>天災事変等により県公報に登載することができないときは、県庁前の掲示場又は県庁内の<u>見やすい場所その他の公衆の見やす</u></p>	<p>第3条 条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。<u>但し、</u>天災事変等により県公報に登載することができないときは、県庁前の掲示場、<u>又は県庁内の見易い場所その他公衆の見易い場所</u></p>

い場所に掲示してこれに代えることができる。

第4条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条の規定は、規則について準用する。

第5条 条例及び規則は、次の区分により、順次番号を付して公布する。

[略]

2 [略]

第6条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規程で公表を要するものについて準用する。

第7条 第3条及び第4条第1項の規定は、議会の会議規則、傍

に掲示してこれにかえることができる。

第4条 前2条の規定は、規則にこれを準用する。

第5条 条例及び規則は、次の区分により、順次番号を附して公布する。

[略]

2 [略]

第6条 規則を除く外、知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならない。

2 第3条の規定は、知事の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。

第7条 第2条及び第3条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取

聴規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

- 2 第3条及び前条第1項の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

縮規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、県の機関の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と、同条第2項中「知事」とあるのは当該機関又は「当該機関を代表する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p>

エ [略]

(6)～(8) [略]

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、県の機関又は市町村その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) [略]

ア [略]

エ [略]

(6)～(8) [略]

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、県の機関又は市町村その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) [略]

ア [略]

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ [略]

(2) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課させる義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すこ

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ [略]

(2) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課させる義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示す

とが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

ことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものと

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

みなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(1)～(3) [略]

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に<u>行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。</u></p>	<p>(責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に<u>行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。</u></p>
<p>(開示請求権)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が行政文書の開示を請求する権利の濫用と認められるときは、</u></p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第4条 [略]</p>

実施機関は、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 開示請求者は、実施機関の求めに応じ、開示請求に係る行政文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第4条第3項又は第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）

(開示請求の手続)

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければな

をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、開示決定を受けた者が同項に規定する期間内に開示を受けないときは、開示請求に係る行政文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

らない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料等)

第13条 [略]

- 2 行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(手数料等)

第13条 [略]

- 2 第4条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第7条までの規定は、この条例の施行の日以後にされる改正後の第4条第1項の規定による開示の請求について適用し、同日前にされた改正前の第4条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

公益認定等委員会条例（平成20年宮城県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の徴収)			(手数料の徴収)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
納入義務者	徴収の時期	手数料の額	納入義務者	徴収の時期	手数料の額
1 [略]	[略]	(1) [略] ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき <u>3万8,200円</u> イ その他の場合 1隻につき <u>2万7,100円</u>	1 [略]	[略]	(1) [略] ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき <u>3万8,000円</u> イ その他の場合 1隻につき <u>2万6,800円</u>
		(2) [略] ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき <u>1万9,700円</u> イ その他の場合 1隻につき <u>1万4,700円</u>			(2) [略] ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき <u>1万9,500円</u> イ その他の場合 1隻につき <u>1万4,500円</u>
		(3) 総トン数3トン未満の小型漁船の場合(当該小型漁船の実測を行う場合に限る。) 1隻につき <u>1万4,700円</u>			(3) 総トン数3トン未満の小型漁船の場合(当該小型漁船の実測を行う場合に限る。) 1隻につき <u>1万4,500円</u>
[略]		[略]	[略]		[略]
41 [略]	[略]	<u>5,800円</u>	41 [略]	[略]	<u>5,600円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

55	[略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>2万2,200円</u> (2) [略]
56	[略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>1万6,700円</u> (2) [略]
	[略]	[略]	[略]
64	[略]	[略]	(1) 家畜取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上である場合 <u>4,000円</u> (2) 家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,400円</u> (3) その他の場合 <u>2,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
66	[略]	[略]	<u>1,400円</u>
67	[略]	[略]	<u>1,400円</u>
	[略]	[略]	[略]
79	[略]	[略]	<u>3万7,200円</u>
80	[略]	[略]	<u>7,200円</u>
	[略]	[略]	[略]
99	[略]	[略]	用紙1枚につき <u>450円</u>
	[略]	[略]	[略]
110	[略]	[略]	<u>2,100円</u>
111	[略]	[略]	<u>2,000円</u>
112	[略]	[略]	<u>2,000円</u>
113	[略]	[略]	<u>6,300円</u>
113の2	[略]	[略]	<u>2,300円</u>
113の3	[略]	[略]	<u>2,300円</u>
	[略]	[略]	[略]
119の2	[略]	[略]	1通につき <u>600円</u>
119の3	[略]	[略]	1通につき <u>600円</u>
119の4	[略]	[略]	<u>600円</u>
	[略]	[略]	[略]

55	[略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>2万2,000円</u> (2) [略]
56	[略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>1万6,000円</u> (2) [略]
	[略]	[略]	[略]
64	[略]	[略]	(1) 家畜取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上である場合 <u>3,500円</u> (2) 家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,200円</u> (3) その他の場合 <u>1,800円</u>
	[略]	[略]	[略]
66	[略]	[略]	<u>1,200円</u>
67	[略]	[略]	<u>1,200円</u>
	[略]	[略]	[略]
79	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
80	[略]	[略]	<u>7,100円</u>
	[略]	[略]	[略]
99	[略]	[略]	用紙1枚につき <u>440円</u>
	[略]	[略]	[略]
110	[略]	[略]	<u>2,000円</u>
111	[略]	[略]	<u>1,800円</u>
112	[略]	[略]	<u>1,800円</u>
113	[略]	[略]	<u>6,000円</u>
113の2	[略]	[略]	<u>1,800円</u>
113の3	[略]	[略]	<u>1,800円</u>
	[略]	[略]	[略]
119の2	[略]	[略]	1通につき <u>500円</u>
119の3	[略]	[略]	1通につき <u>500円</u>
119の4	[略]	[略]	<u>500円</u>
	[略]	[略]	[略]

162	[略]	[略]	<u>1万2,100円</u>
	[略]	[略]	[略]
165	[略]	[略]	(1) 地域家畜市場に係るもの <u>1万8,200円</u> (2) その他の家畜市場に係るもの <u>4万4,500円</u>
166	[略]	[略]	<u>4,100円</u>
167	[略]	[略]	<u>7,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
179	[略]	[略]	<u>8,500円</u>
180	[略]	[略]	<u>8,500円</u>
	[略]	[略]	[略]
183	[略]	[略]	<u>6,600円</u>
	[略]	[略]	[略]
197の2	[略]	[略]	<u>1,000円</u>
198	[略]	[略]	<u>5,700円</u>
199	[略]	[略]	<u>9,500円</u>
200	[略]	[略]	<u>2,900円</u>
201	[略]	[略]	<u>3,600円</u>
	[略]	[略]	[略]
232	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
233	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
233の2	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
234	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
235	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
235の2	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
236	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>
237	[略]	[略]	<u>4万5,300円</u>
	[略]	[略]	[略]
242	[略]	[略]	証明申請1件につき、3万6,000円に次に掲げる額を合算した額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき <u>6,200円</u> として、穂木にあつては1万本につき5,100円として計算した額 イ 苗木については、幼苗にあつては1万本につき <u>3,700円</u> とし

162	[略]	[略]	<u>1万2,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
165	[略]	[略]	(1) 地域家畜市場に係るもの <u>1万7,800円</u> (2) その他の家畜市場に係るもの <u>4万4,300円</u>
166	[略]	[略]	<u>4,000円</u>
167	[略]	[略]	<u>6,900円</u>
	[略]	[略]	[略]
179	[略]	[略]	<u>8,200円</u>
180	[略]	[略]	<u>8,200円</u>
	[略]	[略]	[略]
183	[略]	[略]	<u>6,500円</u>
	[略]	[略]	[略]
197の2	[略]	[略]	<u>500円</u>
198	[略]	[略]	<u>5,600円</u>
199	[略]	[略]	<u>9,400円</u>
200	[略]	[略]	<u>2,800円</u>
201	[略]	[略]	<u>3,500円</u>
	[略]	[略]	[略]
232	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
233	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
233の2	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
234	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
235	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
235の2	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
236	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
237	[略]	[略]	<u>4万5,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
242	[略]	[略]	証明申請1件につき、3万6,000円に次に掲げる額を合算した額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき <u>5,900円</u> として、穂木にあつては1万本につき5,100円として計算した額 イ 苗木については、幼苗にあつては1万本につき <u>3,600円</u> とし

		て、幼苗以外の苗木にあっては1万本につき5,800円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額
[略]	[略]	[略]
256 [略]	[略]	(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき <u>1,200円</u> (イ) ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき <u>1,600円</u> (ウ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき <u>2,000円</u> (エ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>2,300円</u> (オ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき <u>2,700円</u> イ [略] (ア) ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき <u>300円</u> (イ) ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき <u>350円</u> ウ [略] (ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>300円</u> (イ) [略] (ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき

		て、幼苗以外の苗木にあっては1万本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額
[略]	[略]	[略]
256 [略]	[略]	(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき <u>1,050円</u> (イ) ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき <u>1,250円</u> (ウ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき <u>1,650円</u> (エ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>2,050円</u> (オ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき <u>2,350円</u> イ [略] (ア) ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき <u>200円</u> (イ) ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき <u>300円</u> ウ [略] (ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>250円</u> (イ) [略] (ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき

500円

- (エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき500円
- (オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき700円
- (カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき950円
- (キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,000円
- (ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,800円
- (ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,900円
- (コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき9,300円
- (サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万3,000円
- (シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき1万6,300円
- (ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき2万1,900円
- (セ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき2万4,400円
- (ソ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき4万2,400円

350円

- (エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき450円
- (オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき600円
- (カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき860円
- (キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき1,550円
- (ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,450円
- (ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,150円
- (コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき7,750円
- (サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万1,400円
- (シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき1万4,150円
- (ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき1万8,900円
- (セ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき2万1,300円
- (ソ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき3万7,900円

- (2) [略]
ア [略]
イ 表す質量が200グラムを
超えるもの 1個につき
350円
- (3) [略]
ア [略]
イ 質量が5キログラムを超
え20キログラム以下のもの
1個につき150円
ウ 質量が20キログラムを超
えるもの 1個につき450
円
- (4) [略]
ア～ウ [略]
エ 口径が100ミリメートル
を超えるもの 1個につき
1,900円
- (5) 温水メーター 1個につき
350円
- (6) [略]
ア 使用最大流量が1リット
ル毎分以下のもの 1個に
つき650円
イ 表示機構の最大指示量が
50リットル以下のもの（ア
に掲げるものを除く。） 1
個につき1,900円
ウ 大型車載燃料油メーター
又は定置燃料油メーター
1個につき3,800円
エ アからウまでに掲げるも
の以外のもの 1個につき
2,300円
- (7) 液化石油ガスメーター 1
個につき7,300円
- (8) [略]
ア 使用最大流量が16立方メ
ートル毎時以下のもの 1
個につき250円
イ 使用最大流量が16立方メ

- (2) [略]
ア [略]
イ 表す質量が200グラムを
超えるもの 1個につき
220円
- (3) [略]
ア [略]
イ 質量が5キログラムを超
え20キログラム以下のもの
1個につき95円
ウ 質量が20キログラムを超
えるもの 1個につき290
円
- (4) [略]
ア～ウ [略]
エ 口径が100ミリメートル
を超えるもの 1個につき
1,650円
- (5) 温水メーター 1個につき
300円
- (6) [略]
ア 使用最大流量が1リット
ル毎分以下のもの 1個に
つき550円
イ 表示機構の最大指示量が
50リットル以下のもの（ア
に掲げるものを除く。） 1
個につき1,550円
ウ 大型車載燃料油メーター
又は定置燃料油メーター
1個につき3,400円
エ アからウまでに掲げるも
の以外のもの 1個につき
2,050円
- (7) 液化石油ガスメーター 1
個につき6,400円
- (8) [略]
ア 使用最大流量が16立方メ
ートル毎時以下のもの 1
個につき200円
イ 使用最大流量が16立方メ

		<p>ートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>350円</u></p> <p>ウ 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>700円</u></p> <p>エ 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>1,200円</u></p> <p>オ 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,300円</u></p> <p>カ 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>5,500円</u></p> <p>(9) アネロイド型血圧計 1個につき<u>250円</u></p>			<p>ートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>300円</u></p> <p>ウ 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>600円</u></p> <p>エ 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>960円</u></p> <p>オ 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,000円</u></p> <p>カ 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>5,100円</u></p> <p>(9) アネロイド型血圧計 1個につき<u>150円</u></p>
257 [略]		<p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,500円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき<u>3,600円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき<u>300円</u></p> <p>ウ [略]</p>	[略]	257 [略]	<p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,400円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき<u>3,100円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき<u>250円</u></p> <p>ウ [略]</p>

- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき550円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,100円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,500円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,500円
- (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき4,400円
- (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,700円
- (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき1万1,700円
- (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万6,600円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき2万1,400円
- (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき2万4,100円
- (ク) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき3万3,100円
- (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき5万6,900円

- (2) [略]
- (3) 皮革面積計 1個につき

- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき500円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき900円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,400円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,100円
- (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,700円
- (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,900円
- (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき1万700円
- (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万5,000円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき1万9,100円
- (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき2万1,600円
- (ク) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき2万9,900円
- (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき5万1,400円

- (2) [略]
- (3) 皮革面積計 1個につき

		2,900円
258	[略]	1個につき <u>1,100円</u>
259	[略]	<u>46万2,000円</u>
260	[略]	(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>1万5,200円</u> (2) [略] ア ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,900円</u> イ ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>6,100円</u> ウ ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>9,100円</u> エ ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>1万3,100円</u> オ ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>1万8,200円</u> カ ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき <u>2万6,200円</u> (3) [略] ア [略] イ [略] (ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,500円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>2,100円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>9,700円</u> ウ [略]

		2,500円
258	[略]	1個につき <u>900円</u>
259	[略]	<u>42万7,000円</u>
260	[略]	(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>1万3,400円</u> (2) [略] ア ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,350円</u> イ ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>5,300円</u> ウ ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>7,800円</u> エ ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>1万500円</u> オ ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>1万4,000円</u> カ ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき <u>2万1,000円</u> (3) [略] ア [略] イ [略] (ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,300円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>1,500円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>8,900円</u> ウ [略]

		<p>(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>1,300円</u></p> <p>(イ) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>1,900円</u></p> <p>(ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき<u>7,300円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>ア 水道メーター用 (全量が1,000リットル未満のもの) 1個につき <u>3万8,400円</u> (2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。)</p> <p>イ 燃料油メーター用 (全量が25リットル以下のもの) 1個につき <u>1万5,400円</u></p>
261	[略]	<u>5万2,500円</u>
262	[略]	<u>2,100円</u>
263	[略]	<u>1,000円</u>
	[略]	[略]
265	[略]	<p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,600円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>2,300円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>3,000円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個</p>

		<p>(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>1,200円</u></p> <p>(イ) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>1,400円</u></p> <p>(ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき<u>7,200円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>ア 水道メーター用 (全量が1,000リットル未満のもの) 1個につき <u>3万4,500円</u> (2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。)</p> <p>イ 燃料油メーター用 (全量が25リットル以下のもの) 1個につき <u>1万3,600円</u></p>
261	[略]	<u>4万8,900円</u>
262	[略]	<u>1,600円</u>
263	[略]	<u>760円</u>
	[略]	[略]
265	[略]	<p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,400円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個</p>

につき3,700円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき350円
ウ [略]
(ア) ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき650円
(イ) ひょう量が10キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,200円
(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,600円
(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,300円
(オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき4,500円
(カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,800円
(キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき1万1,800円
(ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万7,000円
(ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき2万1,200円
(コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき2万4,600円
(サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの

につき3,100円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき250円
ウ [略]
(ア) ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき500円
(イ) ひょう量が10キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき900円
(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,400円
(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,100円
(オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,700円
(カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,900円
(キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき1万700円
(ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき1万5,000円
(ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき1万9,100円
(コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき2万1,600円
(サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの

		1 個につき <u>3 万3,200円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1 個につき <u>5 万7,000円</u> (2) [略] (3) 皮革面積計 1 個につき <u>3,000円</u>
266 [略]	[略]	<u>2,800円</u>
[略]	[略]	[略]
269 [略]	[略]	<u>1 万3,500円</u>
[略]	[略]	[略]
279 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
280 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
280の2 [略]	[略]	<u>24万2,000円</u>
280の3 [略]	[略]	<u>22万1,000円</u>
280の4 [略]	[略]	<u>22万3,000円</u>
280の5 [略]	[略]	<u>12万1,000円</u>
280の6 [略]	[略]	<u>12万1,000円</u>
280の7 [略]	[略]	<u>12万1,000円</u>
280の8 [略]	[略]	<u>3 万1,700円</u>
280の9 [略]	[略]	<u>2 万5,300円</u>
280の10 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可を申請する者	[略]	[略]
281 [略]	[略]	<u>4,100円</u>
282 [略]	[略]	<u>4,100円</u>
283 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
284 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
[略]	[略]	[略]
284の7 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
284の8 [略]	[略]	<u>5,200円</u>
[略]	[略]	[略]
296の2 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク

		1 個につき <u>2 万9,800円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1 個につき <u>5 万1,300円</u> (2) [略] (3) 皮革面積計 1 個につき <u>2,500円</u>
266 [略]	[略]	<u>2,550円</u>
[略]	[略]	[略]
269 [略]	[略]	<u>1 万2,400円</u>
[略]	[略]	[略]
279 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
280 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
280の2 [略]	[略]	<u>24万円</u>
280の3 [略]	[略]	<u>22万円</u>
280の4 [略]	[略]	<u>22万円</u>
280の5 [略]	[略]	<u>12万円</u>
280の6 [略]	[略]	<u>12万円</u>
280の7 [略]	[略]	<u>12万円</u>
280の8 [略]	[略]	<u>3 万1,000円</u>
280の9 [略]	[略]	<u>2 万5,000円</u>
280の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可を申請する者	[略]	[略]
281 [略]	[略]	<u>4,000円</u>
282 [略]	[略]	<u>4,000円</u>
283 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
284 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
[略]	[略]	[略]
284の7 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
284の8 [略]	[略]	<u>5,000円</u>
[略]	[略]	[略]
296の2 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク

		<p>クの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に当該都道府県がん情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>70円</u>に当該都道府県がん情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p>			<p>クの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に当該都道府県がん情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>100円</u>に当該都道府県がん情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p>
296の3 [略]	[略]	<p>(1) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に知事が行う都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>70円</u>に知事が行う都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿</p>	296の3 [略]	[略]	<p>(1) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に知事が行う都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に記録したものの交付 光ディスク1枚につき<u>100円</u>に知事が行う都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿</p>

		名化情報の提供に要する時間 1時間までごとに5,800円を加えた額
296の4 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき60円に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額 (2) 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき70円に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

2 [略]

(指定機関への手数料の納付等)

		名化情報の提供に要する時間 1時間までごとに5,800円を加えた額
296の4 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額 (2) 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

2 [略]

(指定機関への手数料の納付等)

第3条 [略]

2 [略]

事 務	指 定 機 関	納 入 義 務 者	手数料の額	[略]
介護保険法第69条の27第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。）	[略]	[略]	1万2,100円	[略]

3 [略]

第3条 [略]

2 [略]

事 務	指 定 機 関	納 入 義 務 者	手数料の額	[略]
介護保険法第69条の27第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。）	[略]	[略]	1万1,000円	[略]

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第1項の表296の2の項、296の3の項及び296の4の項の規定は、この条例の施行の日以後に情報の提供を求められる場合について適用し、同日前に情報の提供を求められた場合については、なお従前の例による。

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例

(総合運動場条例の一部改正)

第1条 総合運動場条例(昭和56年宮城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>別表第2(第12条—第14条関係)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">行為の種別</th> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 34%;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td> <td>販売員1人1日につき</td> <td style="text-align: right;">680円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td>写真機1台1日につき</td> <td style="text-align: right;">570円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">3万8,200円</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> </tr> <tr> <td>テレビジョン放送</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">7,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>広告</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第15条関係)</p> <p>(1) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 34%;">利用料金の基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	行為の種別	区 分	使用料の額	販売	販売員1人1日につき	680円	業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	570円	業として行う映画撮影	1日につき	3万8,200円	ラジオ放送	1日につき	2,700円	テレビジョン放送	1日につき	7,600円	[略]	[略]	[略]	広告	1平方メートル1日につき	1,100円	名 称	区 分	利用料金の基準額				<p>別表第2(第12条—第14条関係)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">行為の種別</th> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 34%;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td> <td>販売員1人1日につき</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td>写真機1台1日につき</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">3万4,700円</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td>テレビジョン放送</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>広告</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第15条関係)</p> <p>(1) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 34%;">利用料金の基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	行為の種別	区 分	使用料の額	販売	販売員1人1日につき	600円	業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円	業として行う映画撮影	1日につき	3万4,700円	ラジオ放送	1日につき	2,500円	テレビジョン放送	1日につき	6,900円	[略]	[略]	[略]	広告	1平方メートル1日につき	1,000円	名 称	区 分	利用料金の基準額			
行為の種別	区 分	使用料の額																																																											
販売	販売員1人1日につき	680円																																																											
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	570円																																																											
業として行う映画撮影	1日につき	3万8,200円																																																											
ラジオ放送	1日につき	2,700円																																																											
テレビジョン放送	1日につき	7,600円																																																											
[略]	[略]	[略]																																																											
広告	1平方メートル1日につき	1,100円																																																											
名 称	区 分	利用料金の基準額																																																											
行為の種別	区 分	使用料の額																																																											
販売	販売員1人1日につき	600円																																																											
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円																																																											
業として行う映画撮影	1日につき	3万4,700円																																																											
ラジオ放送	1日につき	2,500円																																																											
テレビジョン放送	1日につき	6,900円																																																											
[略]	[略]	[略]																																																											
広告	1平方メートル1日につき	1,000円																																																											
名 称	区 分	利用料金の基準額																																																											

宮 城 県 総 合 運 動 公 園	宮城県サッカー場	Aグラウンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間につき	2,300円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	9,300円	
			入場料を徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	7,000円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	2万8,200円	
			Bグラウンド	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	1,800円
					その他の催しに 使用する場合	1時間につき	7,700円
	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合		1時間につき	5,700円		
		その他の催しに 使用する場合		1時間につき	2万3,400円		
	Cグラウンド	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	1,400円		
			その他の催しに 使用する場合	1時間につき	6,000円		
			入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	4,600円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	9,200円	
		A選手更衣室（1ブロック）	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	950円		
			その他の催しに 使用する場合	1時間につき	1,600円		
	B選手更衣室（1ブロック）	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	850円			
		その他の催しに 使用する場合	1時間につき	1,500円			
	C選手更衣室	アマチュアスポ ーツに使用する	1時間につき	400円			

宮 城 県 総 合 運 動 公 園	宮城県サッカー場	Aグラウンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	2,100円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	8,500円	
			入場料を徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	6,400円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	2万5,700円	
			Bグラウンド	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	1,700円
					その他の催しに 使用する場合	1時間につき	7,000円
	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合		1時間につき	5,200円		
		その他の催しに 使用する場合		1時間につき	2万1,300円		
	Cグラウンド	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	1,300円		
			その他の催しに 使用する場合	1時間につき	5,500円		
			入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	4,200円	
				その他の催しに 使用する場合	1時間につき	8,400円	
		A選手更衣室（1ブロック）	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	900円		
			その他の催しに 使用する場合	1時間につき	1,500円		
	B選手更衣室（1ブロック）	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間につき	800円			
		その他の催しに 使用する場合	1時間につき	1,400円			
	C選手更衣室	アマチュアスポ ーツに使用する	1時間につき	360円			

				場合		
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 650円	
		審判員更衣室		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 250円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 450円	
		A本部室			1時間につき 1,100円	
		B本部室			1時間につき 700円	
		会議室（1室）			1時間につき 850円	
		休憩室（1室）			1時間につき 350円	
		放送室（設備を含む。）			1時間につき 1,300円	
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館	貸切使用	道場	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,400円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,700円	
				入場料を徴収しない場合		
				入場料を徴収する場合		
		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 4,200円			
		その他の催しに使用する場合	1時間につき 8,600円			
		研修室			1時間につき 250円	
		個人使用			1人1回につき、一般（大学生を含む。以下同じ。）350円、高校生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）200円、中学生以下150円	
	宮城県弓道場	近的弓道場	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,100円
					その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万3,000円
入場料を徴収する場合				アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 9,600円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万9,500円	

				場合		
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 610円	
		審判員更衣室		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 200円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 410円	
		A本部室			1時間につき 1,000円	
		B本部室			1時間につき 660円	
		会議室（1室）			1時間につき 800円	
		休憩室（1室）			1時間につき 300円	
		放送室（設備を含む。）			1時間につき 1,200円	
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館	貸切使用	道場	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,300円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,200円	
				入場料を徴収しない場合		
				入場料を徴収する場合		
		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,900円			
		その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,900円			
		研修室			1時間につき 200円	
		個人使用			1人1回につき、一般（大学生を含む。以下同じ。）250円、高校生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）120円、中学生以下60円	
	宮城県弓道場	近的弓道場	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 2,900円
					その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万1,900円
入場料を徴収する場合				アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 8,800円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万7,800円	

		個人使用		1人1回につき、一般350円、高校生200円、中学生以下150円
遠的弓道場	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,200円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,200円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,800円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,900円
	個人使用			1人1回につき、一般350円、高校生200円、中学生以下150円
宮城県クライミングウォール	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,100円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,600円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,400円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 6,900円
	個人使用			1人1回につき、一般900円、高校生450円、中学生以下250円
宮城県合宿所	宿泊室		1人1泊につき、一般600円、高校生450円、中学生以下300円	
宮城県仙南総合プール	貸切使用	入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき 9,600円
			A面(8コース)	1時間につき 5,900円
			B面(5コース)	1時間につき 3,600円
			1コース	1時間につき 700円
	入場料を徴収する場合			1時間につき 3万円
個人使用			1人1回につき、一般650円、高校生以下300円	

		個人使用		1人1回につき、一般300円、高校生150円、中学生以下100円
遠的弓道場	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,100円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,800円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,500円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,200円
	個人使用			1人1回につき、一般260円、高校生130円、中学生以下60円
宮城県クライミングウォール	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,000円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,200円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,100円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 6,300円
	個人使用			1人1回につき、一般850円、高校生410円、中学生以下200円
宮城県合宿所	宿泊室		1人1泊につき、一般550円、高校生400円、中学生以下270円	
宮城県仙南総合プール	貸切使用	入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき 8,800円
			A面(8コース)	1時間につき 5,400円
			B面(5コース)	1時間につき 3,300円
			1コース	1時間につき 660円
	入場料を徴収する場合			1時間につき 2万7,300円
個人使用			1人1回につき、一般610円、高校生以下260円	

	会議室	大会議室		1時間につき	550円	
		小会議室		1時間につき	250円	
		トレーニングエリア	貸切使用		1時間につき	700円
			個人使用		1人1回につき、一般300円、高校生200円、中学生以下150円	
	レッスンスタジオ	スタジオ		1時間につき	700円	
		合宿室		1室1泊につき	4,100円	
	長沼ボート場	会議室		1時間につき	550円	
		トレーニング室	貸切使用		1時間につき	800円
個人使用			1人1回につき、一般300円、高校生200円、小学生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び中学生150円			
ボートコース		貸切使用	1,000メートルコースとして使用する場合	全面	1時間につき	1,500円
				1レーン	1時間につき	250円
		2,000メートルコースとして使用する場合	全面	1時間につき	3,300円	
			1レーン	1時間につき	450円	
個人使用		1,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき	150円	
		2,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき	250円	
第1判定室		1時間につき	500円			
第2判定室		1時間につき	500円			
第3判定室		1時間につき	500円			

備考 [略]

	会議室	大会議室		1時間につき	510円	
		小会議室		1時間につき	200円	
	トレーニングセンター	トレーニング室	貸切使用		1時間につき	660円
			個人使用		1人1回につき、一般250円、高校生180円、中学生以下120円	
		研修室		1時間につき	660円	
		合宿室		1室1泊につき	3,800円	
	長沼ボート場	会議室		1時間につき	510円	
		トレーニング室	貸切使用		1時間につき	770円
			個人使用		1人1回につき、一般250円、高校生180円、小学生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び中学生120円	
		ボートコース	貸切使用	1,000メートルコースとして使用する場合	全面	1時間につき
				1レーン	1時間につき	200円
2,000メートルコースとして使用する場合			全面	1時間につき	3,000円	
			1レーン	1時間につき	410円	
個人使用		1,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき	100円	
		2,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき	200円	
第1判定室		1時間につき	460円			
第2判定室		1時間につき	460円			
第3判定室		1時間につき	460円			

備考 [略]

(2) [略]

名 称	区 分	利用料金の基準額				
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			
宮城県総合運動公園	宮城県サッカー場	電光得点板		1台(1回につき)	2,600円	5,300円
		温水シャワー	A選手更衣室	1ブロック(1回につき)	2,900円	6,000円
			B選手更衣室		2,200円	4,600円
			C選手更衣室		450円	850円
審判員更衣室	1室(1回につき)					
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館、宮城県弓道場及び宮城県クライミングウォール	放送施設		一式(1回につき)	1,400円	3,000円
		電光得点板		1台(1回につき)	1,400円	3,000円
		照明施設(柔道場及び剣道場に限る。)		1面(1時間につき)	250円	450円
		温水シャワー室	貸切使用	1室(1時間につき)	2,600円	5,300円
			個人使用	1回につき	200円	
		競技用具	水球競技用具	一式(1時間につき)	3,400円	6,800円
			競泳競技用具	一式(1時間につき)	650円	1,300円
		照明施設	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	1時間につき	900円	1,700円

(2) [略]

名 称	区 分	利用料金の基準額				
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			
宮城県総合運動公園	宮城県サッカー場	電光得点板		1台(1回につき)	2,400円	4,900円
		温水シャワー	A選手更衣室	1ブロック(1回につき)	2,700円	5,500円
			B選手更衣室		2,000円	4,200円
			C選手更衣室		400円	800円
審判員更衣室	1室(1回につき)					
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館、宮城県弓道場及び宮城県クライミングウォール	1人用いす		1脚(1回につき)	15円	30円
		長机		1脚(1回につき)	40円	85円
		放送施設		一式(1回につき)	1,300円	2,800円
		視聴覚機器		1台(1回につき)	250円	550円
		電光得点板		1台(1回につき)	1,300円	2,800円
		武道具等		1組(1回につき)	120円	
		照明施設(柔道場及び剣道場に限る。)		1面(1時間につき)	200円	400円
		温水シャワー室	貸切使用	1室(1時間につき)	2,400円	4,900円
			個人使用	1回につき	150円	
		競技用具	水球競技用具	一式(1時間につき)	3,100円	6,200円
競泳競技用具	一式(1時間につき)		610円	1,200円		
照明施設	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	1時間につき	820円	1,600円		

			4分の3灯を超える場合		1,800円	3,800円
宮城県長沼 ボート場	温 シャ ワー 室	貸 切 使 用	第1シャ ワー ー室	1回につき		4,100円
			第2シャ ワー ー室	1回につき		2,800円
		個人使用		1回につき		150円
	ボ ー ト	1 艇	1 人用	一般		350円
				高校生		300円
				小学生及び中 学生		200円
			2 人用	一般		600円
				高校生		450円
				小学生及び中 学生		350円
			4 人用	一般		950円
				高校生		700円
				小学生及び中 学生		550円
			8 人用	一般		3,700円
				高校生		2,800円
小学生及び中 学生		2,000円				
審 判 艇	1 艇	1 時間につき		1,300円		
競技システム		1 時間につき		1 万1,300円		

備考 [略]

			4分の3灯を超える場合		1,700円	3,500円
宮城県長沼 ボート場	温 シャ ワー 室	貸 切 使 用	第1シャ ワー ー室	1回につき		3,800円
			第2シャ ワー ー室	1回につき		2,550円
		個人使用		1回につき		120円
	ボ ー ト	1 艇	1 人用	一般		300円
				高校生		250円
				小学生及び中 学生		180円
			2 人用	一般		560円
				高校生		430円
				小学生及び中 学生		300円
			4 人用	一般		870円
				高校生		670円
				小学生及び中 学生		510円
			8 人用	一般		3,400円
				高校生		2,600円
小学生及び中 学生		1,900円				
審 判 艇	1 艇	1 時間につき		1,250円		
競技システム		1 時間につき		2 万2,600円		

備考 [略]

(ライフル射撃場条例の一部改正)

第2条 ライフル射撃場条例（昭和57年宮城県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表（第10条関係）

使用区分		利用料金の基準額	
スモールボアライフル射撃場	貸切使用	半日 <u>1万8,700円</u> 全日 <u>3万7,400円</u>	
	個人使用	1時間につき <u>350円</u> 年間 <u>8,800円</u>	
エアライフル射撃場	貸切使用	半日 <u>1万8,700円</u> 全日 <u>3万7,400円</u>	
	個人使用	一般（学生を含む。）	1時間につき <u>350円</u> 年間 <u>8,800円</u>
		高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者	1時間につき <u>150円</u> 年間 <u>4,400円</u>
ビームライフル・ビームピストル	個人使用	一般（学生を含む。）	1時間につき <u>650円</u> 年間 <u>8,800円</u>
		高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者	1時間につき <u>400円</u> 年間 <u>4,400円</u>
会議室		1時間につき <u>950円</u>	
温水シャワー室	貸切使用	半日 <u>2,400円</u> 全日 <u>4,900円</u>	
	個人使用	1回につき <u>200円</u>	
冷暖房施設		1時間につき <u>2,700円</u>	

備考 [略]

別表（第10条関係）

使用区分		利用料金の基準額	
スモールボアライフル射撃場	貸切使用	半日 <u>1万7,000円</u> 全日 <u>3万4,000円</u>	
	個人使用	1時間につき <u>300円</u> 年間 <u>8,000円</u>	
エアライフル射撃場	貸切使用	半日 <u>1万7,000円</u> 全日 <u>3万4,000円</u>	
	個人使用	一般（学生を含む。）	1時間につき <u>300円</u> 年間 <u>8,000円</u>
		高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者	1時間につき <u>130円</u> 年間 <u>4,000円</u>
ビームライフル・ビームピストル	個人使用	一般（学生を含む。）	1時間につき <u>600円</u> 年間 <u>8,000円</u>
		高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者	1時間につき <u>350円</u> 年間 <u>4,000円</u>
会議室		1時間につき <u>900円</u>	
温水シャワー室	貸切使用	半日 <u>2,200円</u> 全日 <u>4,500円</u>	
	個人使用	1回につき <u>150円</u>	
冷暖房施設		1時間につき <u>2,500円</u>	

備考 [略]

(県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第4条、第12条関係）					別表第2（第4条、第12条関係）				
施設		利用料金の上限額			施設		利用料金の上限額		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
宮城県県民 の森	中央記念館 第1会議室	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>1,800円</u>	宮城県県民 の森	中央記念館 第1会議室	<u>800円</u>	<u>800円</u>	<u>1,600円</u>
	中央記念館 第2会議室	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>3,000円</u>		中央記念館 第2会議室	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,800円</u>
	野外音楽堂	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>		野外音楽堂	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>
	森林学習館 講義室	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>		森林学習館 講義室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>
	1号展示館 木工等体験 室	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>		1号展示館 木工等体験 室	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>
	2号展示館 多目的ホー ル	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>		2号展示館 多目的ホー ル	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>
宮城県昭和 万葉の森	万葉の館広 間・茶室	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,800円</u>	宮城県昭和 万葉の森	万葉の館広 間・茶室	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>
備考 [略]					備考 [略]				

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1) 法第3条の許可を申請する者 <u>1万9,300円</u></p> <p>(2) 法第6条第1項の許可を申請する者 <u>1万300円</u></p> <p>(3) 法第16条第1項の認定を申請する者 <u>5,700円</u></p> <p>(4) 法第16条第2項の認定を申請する者 <u>2,500円</u></p> <p>2 知事は、法第15条第1項から第3項までの検査（次条において「食鳥検査」という。）を受けた者から、1羽につき<u>4円</u>の手数料を徴収する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料)</p> <p>第13条 指定検査機関（知事が法第21条第1項の規定により食鳥</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1) 法第3条の許可を申請する者 <u>1万9,000円</u></p> <p>(2) 法第6条第1項の許可を申請する者 <u>1万円</u></p> <p>(3) 法第16条第1項の認定を申請する者 <u>5,500円</u></p> <p>(4) 法第16条第2項の認定を申請する者 <u>2,300円</u></p> <p>2 知事は、法第15条第1項から第3項までの検査（次条において「食鳥検査」という。）を受けた者から、1羽につき<u>3円</u>の手数料を徴収する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料)</p> <p>第13条 指定検査機関（知事が法第21条第1項の規定により食鳥</p>

検査の全部又は一部を行わせるため指定した者をいう。以下この条において同じ。)が行う食鳥検査を受けた者は、前条第2項の規定にかかわらず、1羽につき4円の手数料を当該指定検査機関に納めなければならない。

2 [略]

検査の全部又は一部を行わせるため指定した者をいう。以下この条において同じ。)が行う食鳥検査を受けた者は、前条第2項の規定にかかわらず、1羽につき3円の手数料を当該指定検査機関に納めなければならない。

2 [略]

(ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 ふぐの処理等の規制に関する条例(令和3年宮城県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>(1) 第5条第2項の規定による免許を申請する者 <u>5,700円</u></p> <p>(2) 第12条第1項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 <u>2,900円</u></p> <p>(3) 第13条第1項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>(1) 第5条第2項の規定による免許を申請する者 <u>5,600円</u></p> <p>(2) 第12条第1項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 <u>2,800円</u></p> <p>(3) 第13条第1項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,500円</u></p>

<p>(4) ふぐ処理者試験を受けようとする者 <u>3万3,400円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(4) ふぐ処理者試験を受けようとする者 <u>3万3,000円</u></p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

(旅館業法施行条例の一部改正)

第6条 旅館業法施行条例（昭和33年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の許可を申請する者 <u>2万2,200円</u></p> <p>(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の地位の承継の承認を申請する者 <u>7,500円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の許可を申請する者 <u>2万2,000円</u></p> <p>(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の地位の承継の承認を申請する者 <u>7,400円</u></p> <p>2・3 [略]</p>

(興行場法施行条例の一部改正)

第7条 興行場法施行条例（昭和59年宮城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第13条 法第2条第1項の規定による許可を申請する者からは、 手数料として1件につき<u>2万2,100円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第13条 法第2条第1項の規定による許可を申請する者からは、 手数料として1件につき<u>2万2,000円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第8条 公衆浴場法施行条例（平成6年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第9条 知事は、法第2条第1項の許可を申請する者から、申請 の際に、手数料として、1件につき<u>2万2,100円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第9条 知事は、法第2条第1項の許可を申請する者から、申請 の際に、手数料として、1件につき<u>2万2,000円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>

(理容師法施行条例の一部改正)

第9条 理容師法施行条例（平成12年宮城県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第7条 知事は、法第11条の2の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,200円</u> を徴収する。 2・3 [略]	(手数料) 第7条 知事は、法第11条の2の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,000円</u> を徴収する。 2・3 [略]

（美容師法施行条例の一部改正）

第10条 美容師法施行条例（平成12年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第7条 知事は、法第12条の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,200円</u> を徴収する。 2・3 [略]	(手数料) 第7条 知事は、法第12条の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,000円</u> を徴収する。 2・3 [略]

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を申請する者 <u>1万5,100円</u></p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による登録の更新を申請する者 <u>1万5,100円</u></p> <p>(3) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 <u>1万6,100円</u></p> <p>(4) 法第28条第1項の規定による変更の許可を申請する者 <u>9,100円</u></p> <p>(5) 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を申請する者 <u>1万5,000円</u></p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による登録の更新を申請する者 <u>1万5,000円</u></p> <p>(3) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 <u>1万6,000円</u></p> <p>(4) 法第28条第1項の規定による変更の許可を申請する者 <u>9,000円</u></p> <p>(5) 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

<p>ア 生後90日以内の場合 1頭につき<u>1,100円</u></p> <p>イ 生後91日以上の場合 1頭につき<u>2,500円</u></p> <p>(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付を申請する者 <u>1,900円</u></p> <p>(7) 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>1,900円</u></p> <p>2～5 [略]</p>	<p>ア 生後90日以内の場合 1頭につき<u>400円</u></p> <p>イ 生後91日以上の場合 1頭につき<u>2,000円</u></p> <p>(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付を申請する者 <u>1,800円</u></p> <p>(7) 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>1,800円</u></p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（クリーニング業法施行条例の一部改正）

第12条 クリーニング業法施行条例（平成14年宮城県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 [略]</p>

<p>(1) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を申請する者 <u>1万6,200円</u></p> <p>(2) 法第6条の規定によるクリーニング師の免許を申請する者 <u>5,700円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項の規定によるクリーニング師の試験を受けようとする者 <u>1万100円</u></p> <p>(4) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定によるクリーニング師免許証の訂正を申請する者 <u>3,000円</u></p> <p>(5) 政令第1条第3項の規定によるクリーニング師免許証の再交付を申請する者 <u>3,500円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(1) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を申請する者 <u>1万6,000円</u></p> <p>(2) 法第6条の規定によるクリーニング師の免許を申請する者 <u>5,600円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項の規定によるクリーニング師の試験を受けようとする者 <u>1万円</u></p> <p>(4) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定によるクリーニング師免許証の訂正を申請する者 <u>2,900円</u></p> <p>(5) 政令第1条第3項の規定によるクリーニング師免許証の再交付を申請する者 <u>3,400円</u></p> <p>2・3 [略]</p>
---	--

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(手数料)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 <u>3万1,800円</u></p> <p>(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 <u>3万1,800円</u></p> <p>(3) 第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を受けようとする者 <u>400円</u></p> <p>(4) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 <u>1万8,100円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 <u>2万8,800円</u></p> <p>(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 <u>2万8,800円</u></p> <p>(3) 第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を受けようとする者 <u>350円</u></p> <p>(4) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 <u>1万7,800円</u></p> <p>2 [略]</p>
--	--

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>

第14条 [略]

(1)～(4)の3 [略]

(4)の4 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 9万4,000円

(4)の5 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 9万4,000円

(4)の6 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 9万4,000円

(4)の7～(20)の3 [略]

(20)の4 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 9万4,000円

(20)の5 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 9万4,000円

(20)の6 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項

第14条 [略]

(1)～(4)の3 [略]

(4)の4 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 6万8,000円

(4)の5 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 6万8,000円

(4)の6 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 6万8,000円

(4)の7～(20)の3 [略]

(20)の4 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 6万8,000円

(20)の5 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 6万8,000円

(20)の6 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項

<p>の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 <u>9万4,000円</u></p> <p>(21)～(25) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 <u>6万8,000円</u></p> <p>(21)～(25) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
---	---

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例の一部改正)

第15条 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例（平成20年宮城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者 <u>5万400円</u></p> <p>イ 法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 <u>8万7,800円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者 <u>5万円</u></p> <p>イ 法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 <u>8万5,000円</u></p>

(2) 准看護師再教育研修修了登録を申請する者 <u>5,800円</u>	(2) 准看護師再教育研修修了登録を申請する者 <u>5,600円</u>
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

(障害者福祉センター条例の一部改正)

第16条 障害者福祉センター条例（平成17年宮城県条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）					
区 分		使用料の額			区 分		使用料の額			
		障害者、介護者、ボランティア及び障害者の福祉団体	障害者の福祉団体以外の福祉団体	その他の者			障害者、介護者、ボランティア及び障害者の福祉団体	障害者の福祉団体以外の福祉団体	その他の者	
会議室	午前、午後又は夜間	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	会議室	午前、午後又は夜間	<u>1,200円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	
	午前・午後又は午後・夜間	<u>1,500円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,200円</u>		全 日	午前・午後又は午後・夜間	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,900円</u>
	全 日	<u>1,900円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,900円</u>			全 日	<u>1,700円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,500円</u>
大会議室	午前、午後又は夜間	<u>2,500円</u>	<u>3,900円</u>	<u>5,200円</u>	大会議室	午前、午後又は夜間	<u>2,300円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,700円</u>	
	午前・午後又は午後・夜間	<u>3,200円</u>	<u>4,700円</u>	<u>6,400円</u>		午前・午後又は午後・夜間	<u>2,900円</u>	<u>4,300円</u>	<u>5,800円</u>	

	全日	<u>3,900円</u>	<u>5,700円</u>	<u>7,700円</u>		全日	<u>3,500円</u>	<u>5,200円</u>	<u>7,000円</u>
宿泊室		<u>1人1泊につき 1,300円</u>			宿泊室		<u>1人3泊までごとに 650円</u>		
備考 [略]					備考 [略]				

(温泉法施行条例の一部改正)

第17条 温泉法施行条例（平成12年宮城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第14条の3第1項又は法第16条第1項の規定による法人の合併又は分割の承認を申請する者 <u>8,200円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第14条の4第1項又は法第17条第1項の規定による事業の継続の承認を申請する者 <u>8,200円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第14条の3第1項又は法第16条第1項の規定による法人の合併又は分割の承認を申請する者 <u>8,000円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第14条の4第1項又は法第17条第1項の規定による事業の継続の承認を申請する者 <u>8,000円</u></p>

<p>(4) 掘削施設等変更許可を申請する者 <u>1万7,200円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 温泉採取許可を申請する者 <u>3万7,500円</u></p> <p>(7) 可燃性天然ガス濃度確認を申請する者 <u>8,200円</u></p> <p>(8) 温泉採取施設等変更許可を申請する者 <u>1万7,200円</u></p> <p>(9) 利用許可を申請する者 <u>3万7,500円</u></p> <p>(10) 法第19条第1項の規定による登録分析機関の登録を申請する者 <u>5万3,500円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(4) 掘削施設等変更許可を申請する者 <u>1万7,000円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 温泉採取許可を申請する者 <u>3万7,000円</u></p> <p>(7) 可燃性天然ガス濃度確認を申請する者 <u>8,000円</u></p> <p>(8) 温泉採取施設等変更許可を申請する者 <u>1万7,000円</u></p> <p>(9) 利用許可を申請する者 <u>3万7,000円</u></p> <p>(10) 法第19条第1項の規定による登録分析機関の登録を申請する者 <u>5万3,000円</u></p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第18条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年宮城県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は</p>

- 輸入業の登録を申請する者 3万1,800円
- (2) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 1万6,400円
- (3) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者 1万1,800円
- (4) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者 7,600円
- (5) 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 1万3,400円
- (6) 法第9条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者 5,500円
- (7) 政令第35条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業、製造業又は輸入業の登録票の書換え交付を申請する者 2,700円
- (8) [略]
- (9) 第18条第1項の規定による合格証の書換え交付を申請する者 2,500円
- (10) 前条第1項の規定による合格証の再交付を申請する者

- 輸入業の登録を申請する者 2万7,200円
- (2) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 1万4,700円
- (3) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者 1万200円
- (4) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者 6,400円
- (5) 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 1万1,500円
- (6) 法第9条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者 5,200円
- (7) 政令第35条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業、製造業又は輸入業の登録票の書換え交付を申請する者 2,400円
- (8) [略]
- (9) 第18条第1項の規定による合格証の書換え交付を申請する者 2,400円
- (10) 第19条第1項の規定による合格証の再交付を申請する者

4,000円 2・3 [略]	4,000円 2・3 [略]
-------------------	-------------------

(大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部改正)

第19条 大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第3項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>4,000円</u></p> <p>(3) 第4条第1項の規定による免許証の書換交付を申請する者 <u>4,000円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第3項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u></p> <p>(3) 第4条第1項の規定による免許証の書換交付を申請する者 <u>3,600円</u></p> <p>2・3 [略]</p>

(覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第20条 覚醒剤取締法施行条例（平成12年宮城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第4条第2項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,100円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者の指定を申請する者 <u>1万2,800円</u></p> <p>(7) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料研究者の指定を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(8) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第4条第2項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,000円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者の指定を申請する者 <u>1万2,700円</u></p> <p>(7) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料研究者の指定を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(8) [略]</p>

<p>(9) 法第30条の5において準用する法第11条第1項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,100円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(9) 法第30条の5において準用する法第11条第1項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,000円</u></p> <p>2・3 [略]</p>
---	---

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第21条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年宮城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者の免許を申請する者 <u>1万5,500円</u></p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交</p>	<p>(手数料)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者の免許を申請する者 <u>1万5,400円</u></p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交</p>

付を申請する者 3,400円

(4) 法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者の免許を申請する者 1万5,500円

(5) 法第50条第1項の規定による向精神薬小売業者の免許を申請する者 4,600円

(6) 法第50条の4において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付を申請する者 3,400円

(7) 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録を申請する者 4,600円

(8) 法第50条の7において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付を申請する者 3,400円

2・3 [略]

付を申請する者 3,000円

(4) 法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者の免許を申請する者 1万5,400円

(5) 法第50条第1項の規定による向精神薬小売業者の免許を申請する者 4,500円

(6) 法第50条の4において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付を申請する者 3,000円

(7) 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録を申請する者 4,500円

(8) 法第50条の7において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付を申請する者 3,000円

2・3 [略]

(産業技術総合センター条例の一部改正)

第22条 産業技術総合センター条例（平成11年宮城県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第1（第6条関係）

別表第1（第6条関係）

(1) 施設使用料 1時間につき 11,000円

(1) 施設使用料 1時間につき 10,500円

(2) [略]

(2) [略]

種 別	上 限 額
精密測定関連機器	1時間につき <u>6,700円</u>
材料加工関連機器	1時間につき <u>10,100円</u>
電子・情報関連機器	1時間につき <u>5,600円</u>
工業デザイン関連機器	1時間につき <u>4,100円</u>
食品・バイオテクノロジー関連機器	1時間につき <u>4,000円</u>
分析・測定関連機器	1時間につき <u>8,100円</u>

種 別	上 限 額
精密測定関連機器	1時間につき <u>6,500円</u>
材料加工関連機器	1時間につき <u>7,600円</u>
電子・情報関連機器	1時間につき <u>5,500円</u>
工業デザイン関連機器	1時間につき <u>4,000円</u>
食品・バイオテクノロジー関連機器	1時間につき <u>2,000円</u>
分析・測定関連機器	1時間につき <u>8,000円</u>

備考 [略]

備考 [略]

別表第2（第7条関係）

別表第2（第7条関係）

(1) [略]

(1) [略]

種 別	上 限 額
材料試験	強度試験 1件につき <u>2,500円</u>
	製品試験 1件につき <u>10,100円</u>

種 別	上 限 額
材料試験	強度試験 1件につき <u>2,300円</u>
	製品試験 1件につき <u>9,800円</u>

	物理性試験	1 件につき	37,700円
	コンクリート試験	1 件につき	5,000円
	石材試験	1 件につき	6,200円
材料分析	化学分析	1 成分につき	8,100円
	[略]	[略]	
	表面分析	1 測定又は 1 成分につき	14,800円
食品分析	化学分析	1 成分につき	8,500円
	機器分析	1 測定又は 1 成分につき	9,200円
	物性測定	1 件につき	4,800円
[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
表面観察		1 件につき	8,700円
試料調整		1 件につき	23,400円

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 4,000円

(4) [略]

備考 [略]

	物理性試験	1 件につき	35,000円
	コンクリート試験	1 件につき	4,900円
	石材試験	1 件につき	6,000円
材料分析	化学分析	1 成分につき	8,000円
	[略]	[略]	
	表面分析	1 測定又は 1 成分につき	14,700円
食品分析	化学分析	1 成分につき	8,400円
	機器分析	1 測定又は 1 成分につき	10,600円
	物性測定	1 件につき	4,700円
[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
表面観察		1 件につき	8,500円
試料調整		1 件につき	23,000円

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 3,900円

(4) [略]

備考 [略]

(野営場条例の一部改正)

第23条 野営場条例（昭和48年宮城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
区 分	使用料の額（1人につき）				区 分	使用料の額（1人につき）			
	個 人		団 体			個 人		団 体	
	一般（学生を含む。）	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者	一般（学生を含む。）	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者		一般（学生を含む。）	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者	一般（学生を含む。）	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者
1泊	<u>490円</u>	<u>490円</u>	<u>380円</u>	<u>380円</u>	1泊	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>350円</u>	<u>350円</u>
日帰り	<u>330円</u>	<u>270円</u>	<u>270円</u>	<u>220円</u>	日帰り	<u>300円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>	<u>200円</u>
備考 [略]					備考 [略]				

（産業交流センター条例の一部改正）

第24条 産業交流センター条例（平成7年宮城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
(1)	[略]	(1)	[略]

区 分		利用料金の基準額	
		使用時間内	使用時間外
[略]	[略]	[略]	[略]
本館屋外展示場	[略]	[略]	[略]
本館大ホール	一区画	全日 38,400円 午前 19,200円 午後 19,200円 夜間 19,200円	1時間につき 4,800円
本館会議室	一区画	全日 12,000円 午前 6,000円 午後 6,000円 夜間 6,000円	1時間につき 1,500円
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1平方メートル	全日 180円 午前 90円 午後 90円 夜間 90円	1時間につき 24円
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）		全日 393,000円 午前 196,000円 午後 196,000円 夜間 196,000円	1時間につき 49,200円
[略]	[略]	[略]	[略]
西館1階会議室（大）		1時間につき 6,000円	
西館1階会議室（中）		1時間につき 2,400円	
西館1階会議室（小）		1時間につき 1,800円	
西館2階会議室		1時間につき 2,100円	
西館研修室	1室	1時間につき 1,600円	

区 分		利用料金の基準額	
		使用時間内	使用時間外
[略]	[略]	[略]	[略]
本館屋外展示場	[略]	[略]	[略]
本館大ホール	一区画	全日 32,000円 午前 16,000円 午後 16,000円 夜間 16,000円	1時間につき 4,000円
本館会議室	一区画	全日 10,000円 午前 5,000円 午後 5,000円 夜間 5,000円	1時間につき 1,250円
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1平方メートル	全日 156円 午前 78円 午後 78円 夜間 78円	1時間につき 20円
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）		全日 328,000円 午前 164,000円 午後 164,000円 夜間 164,000円	1時間につき 41,000円
[略]	[略]	[略]	[略]
西館1階会議室（大）		1時間につき 5,000円	
西館1階会議室（中）		1時間につき 2,000円	
西館1階会議室（小）		1時間につき 1,500円	
西館2階会議室		1時間につき 1,800円	
西館研修室	1室	1時間につき 1,400円	

西館屋内展示場(附属の主催者控室を含む。)の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1平方メートル	全日	300円	1時間につき	35円
		午前	150円		
		午後	150円		
		夜間	150円		

西館屋内展示場(附属の主催者控室を含む。)の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1平方メートル	全日	256円	1時間につき	32円
		午前	128円		
		午後	128円		
		夜間	128円		

備考 [略]

備考 [略]

(2) [略]

(2) [略]

区 分		利用料金の基準額
冷暖房設備	本館屋内展示場一区画	1時間につき <u>13,600円</u>
	本館大ホール一区画	1時間につき <u>1,100円</u>
	本館会議室	1時間につき <u>1,000円</u>
	西館アクセスホール	1時間につき <u>5,400円</u>
ビデオプロジェクター	[略]	[略]
電気設備	一式	1キロワット時につき <u>50円</u>
[略]	[略]	[略]

区 分		利用料金の基準額
冷暖房設備	本館屋内展示場一区画	1時間につき <u>7,600円</u>
	本館大ホール一区画	1時間につき <u>650円</u>
	本館会議室	1時間につき <u>600円</u>
	西館アクセスホール	1時間につき <u>3,000円</u>
ビデオプロジェクター	[略]	[略]
電気設備	一式	1キロワット時につき <u>30円</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

備考 [略]

(種畜預託手数料条例の一部改正)

第25条 種畜預託手数料条例（昭和51年宮城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額)	(手数料の額)
第2条 [略]	第2条 [略]
(1) 種馬 1頭1日につき <u>1,100円</u>	(1) 種馬 1頭1日につき <u>850円</u>
(2) 種牛 1頭1日につき <u>1,100円</u>	(2) 種牛 1頭1日につき <u>850円</u>
(3) 種豚 1頭1日につき <u>500円</u>	(3) 種豚 1頭1日につき <u>400円</u>

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第26条 家畜伝染病予防法施行条例（平成12年宮城県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第12条関係）	別表（第12条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">事務の対象となる家畜又は監視伝染病</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単 位	額					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">事務の対象となる家畜又は監視伝染病</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単 位	額				
事 務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単 位	額														
事 務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単 位	額														

1 法第5条第1項の検査	牛の結核	1件につき	<u>800円</u>
	[略]	[略]	[略]
	牛のヨーネ病	1件につき	<u>800円</u>
	牛のトリコモナス症	1件につき	<u>1,400円</u>
	[略]	[略]	[略]
	馬パラチフス	1件につき	<u>1,400円</u>
	家きんサルモネラ症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。以下同じ。）	1件につき	<u>55円</u>
	[略]	[略]	[略]
2 法第31条第1項の検査	オーエスキー病	1件につき	<u>1,200円</u>
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
2 法第31条第1項の検査	家きんサルモネラ症	1件につき	<u>55円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
4 法第6条第1項又は第31条第1項の注射	[略]	[略]	[略]
	鶏のニューカッスル病	1回につき	<u>85円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

1 法第5条第1項の検査	牛の結核	1件につき	<u>500円</u>
	[略]	[略]	[略]
	牛のヨーネ病	1件につき	<u>700円</u>
	牛のトリコモナス症	1件につき	<u>1,300円</u>
	[略]	[略]	[略]
	馬パラチフス	1件につき	<u>1,300円</u>
	家きんサルモネラ症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。以下同じ。）	1件につき	<u>50円</u>
	[略]	[略]	[略]
2 法第31条第1項の検査	オーエスキー病	1件につき	<u>1,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
2 法第31条第1項の検査	家きんサルモネラ症	1件につき	<u>50円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
4 法第6条第1項又は第31条第1項の注射	[略]	[略]	[略]
	鶏のニューカッスル病	1回につき	<u>60円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

(家畜検査手数料条例の一部改正)

第27条 家畜検査手数料条例（平成18年宮城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 [略]

(1) 牛の結核の検査 800円

(2) [略]

(3) [略]

ア リアルタイムPCR法 5,700円

イ アに掲げる検査方法以外の検査方法 800円

(4) [略]

(5) [略]

ア エライザ法 2,000円

イ [略]

(6) [略]

ア エライザ法 2,300円

イ・ウ [略]

(7) 馬パラチフスの検査 1,400円

(8) 豚オーエスキー病の検査 1,200円

2・3 [略]

(手数料の徴収)

第2条 [略]

(1) 牛の結核の検査 500円

(2) [略]

(3) [略]

ア リアルタイムPCR法 4,300円

イ アに掲げる検査方法以外の検査方法 700円

(4) [略]

(5) [略]

ア エライザ法 1,800円

イ [略]

(6) [略]

ア エライザ法 2,000円

イ・ウ [略]

(7) 馬パラチフスの検査 1,300円

(8) 豚オーエスキー病の検査 1,000円

2・3 [略]

(水産技術総合センター使用料条例の一部改正)

第28条 水産技術総合センター使用料条例（平成28年宮城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 機器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原魚加工関連機器</td> <td>1時間につき <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>調味加工関連機器</td> <td>1時間につき <u>1,400円</u></td> </tr> <tr> <td>包装関連機器</td> <td>1時間につき <u>450円</u></td> </tr> <tr> <td>^{くん}燻製関連機器</td> <td>1時間につき <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>粉碎関連機器</td> <td>1時間につき <u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>(2) 施設使用料 1区画1日につき <u>450円</u></p>	種 別	上 限 額	原魚加工関連機器	1時間につき <u>1,000円</u>	調味加工関連機器	1時間につき <u>1,400円</u>	包装関連機器	1時間につき <u>450円</u>	^{くん} 燻製関連機器	1時間につき <u>500円</u>	粉碎関連機器	1時間につき <u>200円</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 機器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原魚加工関連機器</td> <td>1時間につき <u>750円</u></td> </tr> <tr> <td>調味加工関連機器</td> <td>1時間につき <u>950円</u></td> </tr> <tr> <td>包装関連機器</td> <td>1時間につき <u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>^{くん}燻製関連機器</td> <td>1時間につき <u>350円</u></td> </tr> <tr> <td>粉碎関連機器</td> <td>1時間につき <u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>(2) 施設使用料 1区画1日につき <u>400円</u></p>	種 別	上 限 額	原魚加工関連機器	1時間につき <u>750円</u>	調味加工関連機器	1時間につき <u>950円</u>	包装関連機器	1時間につき <u>300円</u>	^{くん} 燻製関連機器	1時間につき <u>350円</u>	粉碎関連機器	1時間につき <u>100円</u>
種 別	上 限 額																								
原魚加工関連機器	1時間につき <u>1,000円</u>																								
調味加工関連機器	1時間につき <u>1,400円</u>																								
包装関連機器	1時間につき <u>450円</u>																								
^{くん} 燻製関連機器	1時間につき <u>500円</u>																								
粉碎関連機器	1時間につき <u>200円</u>																								
種 別	上 限 額																								
原魚加工関連機器	1時間につき <u>750円</u>																								
調味加工関連機器	1時間につき <u>950円</u>																								
包装関連機器	1時間につき <u>300円</u>																								
^{くん} 燻製関連機器	1時間につき <u>350円</u>																								
粉碎関連機器	1時間につき <u>100円</u>																								

(漁港管理条例の一部改正)

第29条 漁港管理条例（平成元年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第12条関係）

施設の 種類	区 分		使 用 料		
			単 位	単 価	額
[略]	[略]		[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃油処 理施設	基本料金	バラスト 水	利用数量1 立方メー トルにつき	130円	
		ビルジ		1,300円	

備考 [略]

別表第1（第12条関係）

施設の 種類	区 分		使 用 料		
			単 位	単 価	額
[略]	[略]		[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃油処 理施設	基本料金	バラスト 水	利用数量1 立方メー トルにつき	100円	
		ビルジ		1,000円	

備考 [略]

(公共用財産管理条例の一部改正)

第30条 公共用財産管理条例（平成12年宮城県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第14条関係）					別表（第14条関係）				
(1) [略]					(1) [略]				
項	区 分		使 用 料		項	区 分		使 用 料	
			単 位	単 価				単 位	単 価
1	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1本につき1年	<u>1,100円</u>	1	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1本につき1年	<u>640円</u>
2	埋設線及び架設線		長さ1メートルにつき1年	<u>7円</u>	2	埋設線及び架設線		長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>

3	その他工作物の設置を伴う使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>
4	その他工作物の設置を伴わない使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>

(2) [略]

項	区 分	使 用 料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>210円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>220円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>280円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>450円</u>

備考

- (1) [略]
(2) 使用期間が1月未満の使用料の額の算定については、第1号の表1の項中「1,100円」とあるのは「1,210円」と、同表3の項中「240円」とあるのは「270円」と、同表4の項中「150円」とあるのは「170円」とする。
(3)～(6) [略]

3	その他工作物の設置を伴う使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>
4	その他工作物の設置を伴わない使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>100円</u>

(2) [略]

項	区 分	使 用 料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>150円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>170円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>230円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>370円</u>

備考

- (1) [略]
(2) 使用期間が1月未満の使用料の額の算定については、第1号の表1の項中「640円」とあるのは「660円」と、同表3の項中「170円」とあるのは「180円」とする。
(3)～(6) [略]

(海岸占用料等条例の一部改正)

第31条 海岸占用料等条例(平成12年宮城県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表（第3条関係）

(1) [略]

項	区分		占 用 料		
			単 位	単 価	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
4	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1本につき1年	<u>1,100円</u>	
5	送電塔その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>	
6	広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>	
7	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		
8	埋設線及び架設線		長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>	
[略]	[略]		[略]	[略]	
10	その他工作物を伴う占有	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		
11	その他工作物を伴わない占有		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	

(2) [略]

項	区分	土石採取料
---	----	-------

別表（第3条関係）

(1) [略]

項	区分		占 用 料		
			単 位	単 価	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
4	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1本につき1年	<u>640円</u>	
5	送電塔その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>700円</u>	
6	広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>	
7	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		
8	埋設線及び架設線		長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>	
[略]	[略]		[略]	[略]	
10	その他工作物を伴う占有	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		
11	その他工作物を伴わない占有		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>100円</u>	

(2) [略]

項	区分	土石採取料
---	----	-------

		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>180 円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>210 円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>220 円</u>
4	砂利（径8センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>250 円</u>
5	^{くり} 栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>250 円</u>
6	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>280 円</u>
7	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	<u>450 円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>150 円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>170 円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>180 円</u>
4	砂利（径8センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>200 円</u>
5	^{くり} 栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>200 円</u>
6	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>230 円</u>
7	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	<u>370 円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

（流水占用料等条例の一部改正）

第32条 流水占用料等条例（平成12年宮城県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（流水占用料等の減免）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（流水占用料等の減免）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

(1)～(3) [略]

(4) 地域の文化若しくは産業の発展に資するとき又は公益上若しくは自然災害その他のやむを得ない理由により必要と認められるとき。

3 [略]

別表（第3条関係）

(1) [略]

(2) [略]

項	区 分	流 水 占 用 料		
		単 位	単 価	[略]
1	原動力の用に供するもの	許可使用水量毎秒1立方メートルにつき1年	40万円	[略]
2	工業用水その他の用に供するもの	許可使用水量毎秒1立方メートルにつき1年	512万円	

(3) [略]

項	区 分	土 地 占 用 料		
		単 位	単 価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	ゴルフ場	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	

(1)～(3) [略]

(4) 地域の文化又は産業の発展に資するとき又は公益上若しくは自然災害その他のやむを得ない理由により必要と認められるとき。

3 [略]

別表（第3条関係）

(1) [略]

(2) [略]

項	区 分	流 水 占 用 料		
		単 位	単 価	[略]
1	原動力の用に供するもの	許可使用水量毎秒1立方メートルにつき1年	38万2,000円	[略]
2	工業用水その他の用に供するもの	許可使用水量毎秒1立方メートルにつき1年	488万円	

(3) [略]

項	区 分	土 地 占 用 料		
		単 位	単 価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	ゴルフ場	占用面積1平方メートルにつき1年	100円	

5	自動車教習場及び自動車練習場	占有面積 1平方メートルにつき1年	仙台市の区域	<u>270円</u>
			その他の区域	<u>160円</u>
6	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本につき1年	<u>1,100円</u>	
7	送電塔その他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>	
8	広告板	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>	
9	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	
10	埋設線及び架設線	長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	
12	その他工作物を伴う占有	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240円</u>
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	
13	その他工作物を伴わない占有	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	

5	自動車教習場及び自動車練習場	占有面積 1平方メートルにつき1年	仙台市の区域	<u>190円</u>
			その他の区域	<u>110円</u>
6	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本につき1年	<u>640円</u>	
7	送電塔その他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>700円</u>	
8	広告板	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>	
9	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	
10	埋設線及び架設線	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	
12	その他工作物を伴う占有	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>
		最大外径が1メートルを超えるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	
13	その他工作物を伴わない占有	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>100円</u>	

(4) [略]

項	区 分	河川産出物採取料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>210円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>220円</u>
4	砂利（径8センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
5	^{くり} 栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
6	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>280円</u>
7	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	<u>450円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
9	よし及びびかや	採取数量1.5メートル縄締め1束につき	<u>170円</u>

備考 [略]

(4) [略]

項	区 分	河川産出物採取料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>150円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>170円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
4	砂利（径8センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
5	^{くり} 栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
6	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）	採取体積1立方メートルにつき	<u>230円</u>
7	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	<u>370円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
9	よし及びびかや	採取数量1.5メートル縄締め1束につき	<u>140円</u>

備考 [略]

(県立都市公園条例の一部改正)

第33条 県立都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第10条、第12条の2関係）	別表第4（第10条、第12条の2関係）

(1) [略]

区 分		単 位	使用料の額
公園施設の設置	休憩所	1平方メートル1月につき	110円
	売店		160円
	軽飲食店		160円
	旅館		110円
	その他の公園施設		90円
公園施設の管理	[略]	[略]	[略]
	松島海岸レストハウス	1平方メートル1月につき	3,100円
	その他の公園施設		1,200円

(2) [略]

区 分		単 位	使用料の額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	電柱及び電話柱	1本1月につき	110円
	その他のもの		90円
電線敷		1平方メートル1月につき	90円
鉄塔		1平方メートル1月につき	170円
[略]	[略]	[略]	[略]
通路、鉄道、軌道、公共駐車場等で地下に設けられるもの		1平方メートル1月につき	90円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	90円
標識		1本1月につき	90円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1平方メートル1月につき	90円
索道及び鋼索鉄道		1平方メートル1月につき	90円
工事前板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事前材料置場		1平方メートル1月につき	90円
公衆電話所		1平方メートル1月につき	90円
天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1平方メートル1月につき	90円

(3) [略]

(1) [略]

区 分		単 位	使用料の額
公園施設の設置	休憩所	1平方メートル1月につき	100円
	売店		140円
	軽飲食店		140円
	旅館		100円
	その他の公園施設		80円
公園施設の管理	[略]	[略]	[略]
	松島海岸レストハウス	1平方メートル1月につき	2,800円
	その他の公園施設		1,100円

(2) [略]

区 分		単 位	使用料の額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	電柱及び電話柱	1本1月につき	100円
	その他のもの		80円
電線敷		1平方メートル1月につき	80円
鉄塔		1平方メートル1月につき	150円
[略]	[略]	[略]	[略]
通路、鉄道、軌道、公共駐車場等で地下に設けられるもの		1平方メートル1月につき	80円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	80円
標識		1本1月につき	80円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1平方メートル1月につき	80円
索道及び鋼索鉄道		1平方メートル1月につき	80円
工事前板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事前材料置場		1平方メートル1月につき	80円
公衆電話所		1平方メートル1月につき	80円
天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1平方メートル1月につき	80円

(3) [略]

区 分		使 用 料 の 額	
販売	販売員 1 人 1 日につき	680円	
業として行う写真撮影	写真機 1 台 1 日につき	570円	
業として行う映画撮影	1 日につき	3 万 8, 200円	
ラジオ放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1 日につき	4, 900円
	その他の公園施設	1 日につき	2, 700円
テレビジョン放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1 日につき	2 万 4, 100円
	その他の公園施設	1 日につき	7, 600円
[略]	[略]		
広告	仙台港多賀城地区緩衝緑地及び岩沼海浜緑地の有料公園施設	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 1, 100円
		その他の場合	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 2 万 4, 800円
	その他の公園の有料公園施設		表示面積 1 平方メートル 1 日につき 1, 100円

別表第 5 (第10条関係)

(1) [略]

区 分		使 用 料 の 額		
		一 般	学 生 等	
ヨットハーバー会議室	第 1 会議室	全日	1, 500円	750円
		午前	600円	300円
		午後	900円	450円
	第 2 会議室	全日		
		午前		
		午後		

区 分		使 用 料 の 額	
販売	販売員 1 人 1 日につき	600円	
業として行う写真撮影	写真機 1 台 1 日につき	500円	
業として行う映画撮影	1 日につき	3 万 4, 700円	
ラジオ放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1 日につき	4, 400円
	その他の公園施設	1 日につき	2, 500円
テレビジョン放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1 日につき	2 万 1, 900円
	その他の公園施設	1 日につき	6, 900円
[略]	[略]		
広告	仙台港多賀城地区緩衝緑地及び岩沼海浜緑地の有料公園施設	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 1, 000円
		その他の場合	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 2 万 2, 500円
	その他の公園の有料公園施設		表示面積 1 平方メートル 1 日につき 1, 000円

別表第 5 (第10条関係)

(1) [略]

区 分		使 用 料 の 額		
		一 般	学 生 等	
ヨットハーバー会議室	第 1 会議室	全日	1, 400円	700円
		午前	560円	280円
		午後	840円	420円
	第 2 会議室	全日	1, 000円	500円
		午前	400円	200円
		午後	600円	300円

ヨット艇庫	1艇につき	利用期間が1月未満の場合1日につき	220円	110円
		利用期間が1月以上1年未満の場合1月につき	5,600円	2,700円
		利用期間が1年の場合	6万2,100円	3万1,000円

備考 [略]

(2) [略]

別表第7（第12条の2関係）

(1) [略]

区 分			利用料金の基準額		
			アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合
			一般	生徒等	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城テニスコート	1面1時間につき		600円	300円	1,900円

(2) [略]

区 分				利用料金の基準額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]			
宮城テニスコート	クラブハウス			4,700円
	温水シャワー室	貸切利用	1回につき	4,700円
		個人利用	1人1回につき	150円
	放送設備			7,500円

(3) [略]

備考 [略]

ヨット艇庫	1艇につき	利用期間が1月未満の場合1日につき	200円	100円
		利用期間が1月以上1年未満の場合1月につき	5,100円	2,500円
		利用期間が1年の場合	5万6,500円	2万8,200円

備考 [略]

(2) [略]

別表第7（第12条の2関係）

(1) [略]

区 分			利用料金の基準額		
			アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合
			一般	生徒等	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城テニスコート	1面1時間につき		550円	250円	1,800円

(2) [略]

区 分				利用料金の基準額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]			
宮城テニスコート	クラブハウス			4,300円
	温水シャワー室	貸切利用	1回につき	4,300円
		個人利用	1人1回につき	100円
	放送設備			6,900円

(3) [略]

備考 [略]

別表第8（第12条の2関係）

区 分			利用料金の基準額	
			一 般	学 生 等
野球場	全日		6,800円	3,400円
	午前		2,800円	1,300円
	午後		3,900円	1,900円
陸上競技場	貸切利用	全日	6,800円	3,400円
		午前	2,800円	1,300円
		午後	3,900円	1,900円
	個人利用	1人1回につき	110円	[略]
サッカー・ラグビー場	全日		6,800円	3,400円
	午前		2,800円	1,300円
	午後		3,900円	1,900円
テニスコート	1面につき	全日	1,500円	750円
		午前	640円	320円
		午後	870円	430円
バレーボール場	1面につき	全日	1,500円	750円
		午前	640円	320円
		午後	870円	430円

備考 [略]

別表第9（第12条の2関係）

区 分			利用料金の基準額		
			一 般	学 生 等	附帯施設
野 球 場	入場料を徴収する場合	全日	3万5,600円	1万7,800円	放送施設 6,000円
		午前	1万5,500円	7,600円	
		午後	1万9,900円	9,900円	
	入場料を徴収しない	全日	1万1,700円	5,800円	

別表第8（第12条の2関係）

区 分			利用料金の基準額	
			一 般	学 生 等
野球場	全日		6,200円	3,100円
	午前		2,600円	1,200円
	午後		3,500円	1,700円
陸上競技場	貸切利用	全日	6,200円	3,100円
		午前	2,600円	1,200円
		午後	3,500円	1,700円
	個人利用	1人1回につき	100円	[略]
サッカー・ラグビー場	全日		6,200円	3,100円
	午前		2,600円	1,200円
	午後		3,500円	1,700円
テニスコート	1面につき	全日	1,320円	660円
		午前	560円	280円
		午後	760円	380円
バレーボール場	1面につき	全日	1,320円	660円
		午前	560円	280円
		午後	760円	380円

備考 [略]

別表第9（第12条の2関係）

区 分			利用料金の基準額		
			一 般	学 生 等	附帯施設
野 球 場	入場料を徴収する場合	全日	3万2,300円	1万6,100円	放送施設 5,500円
		午前	1万4,100円	6,900円	
		午後	1万8,100円	9,000円	
	入場料を徴収しない	全日	1万600円	5,300円	

	い場合	午前	5,100円	2,500円	
		午後	6,500円	3,200円	
テニスコート	1面につき	全日	5,700円	2,500円	
		午前	2,500円	1,000円	
		午後	3,100円	1,300円	
多目的広場		全日	6,300円	3,100円	
		午前	2,500円	1,200円	
		午後	3,600円	1,800円	
研修室		全日		1,700円	
		午前		800円	
		午後		910円	
温水シャワー	1人1回につき			110円	

備考 [略]

	い場合	午前	4,700円	2,200円	
		午後	5,900円	2,900円	
テニスコート	1面につき	全日	5,200円	2,200円	
		午前	2,200円	900円	
		午後	2,800円	1,200円	
多目的広場		全日	5,700円	2,800円	
		午前	2,200円	1,100円	
		午後	3,300円	1,600円	
研修室		全日		1,500円	
		午前		700円	
		午後		800円	
温水シャワー	1人1回につき			100円	

備考 [略]

別表第10（第12条の2関係）

(1) [略]

区 分				利用料金の基準額		[略]
				一般	生徒等	
宮城スタジアム	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	スタンドを利用しない場合	9,900円	4,900円	[略]
			メインスタンドのみを利用する場合	1万3,900円	7,000円	
			メインスタンド及びバックスタンドを利用する場合	1万8,400円	9,200円	
			1階スタンドを全部利用する場合	2万700円	1万300円	
			全てのスタンドを利用する場合	2万4,300円	1万2,100円	
	[略]	[略]	[略]	[略]		
	個人利用	1人1回につき	250円	150円		
宮城ス	貸切	アマチュアスポーツに利用する	1時間	1,900円	950円	

別表第10（第12条の2関係）

(1) [略]

区 分				利用料金の基準額		[略]
				一般	生徒等	
宮城スタジアム	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	スタンドを利用しない場合	9,000円	4,500円	[略]
			メインスタンドのみを利用する場合	1万2,700円	6,400円	
			メインスタンド及びバックスタンドを利用する場合	1万6,800円	8,400円	
			1階スタンドを全部利用する場合	1万8,900円	9,400円	
			全てのスタンドを利用する場合	2万2,100円	1万1,000円	
	[略]	[略]	[略]	[略]		
	個人利用	1人1回につき	200円	100円		
宮城ス	貸切	アマチュアスポーツに利用する	1時間	1,800円	900円	

タジアルム補助競技場	利用	場合		につき		
		[略]			[略]	
	個人利用	1人1回につき			250円	150円
投てき場	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき		950円	500円
		[略]			[略]	
	個人利用	1人1回につき			250円	150円
総合体育館	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	2万3,700円	1万1,700円
				サブアリーナ	6,000円	2,900円
		入場料を徴収しない場合	メインアリーナ	7,800円	3,800円	
			サブアリーナ	1,900円	900円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	15万8,000円	7万9,400円
				サブアリーナ	4万1,300円	2万600円
	入場料を徴収しない場合	営利的な場合	メインアリーナ	4万7,500円	2万3,700円	
			サブアリーナ	1万2,300円	6,000円	
		営利的な場合	メインアリーナ	9万5,100円		
			サブアリーナ	2万4,700円		
	個人利用		メインアリーナ	1人1回につき	250円	150円
			サブアリーナ	250円	150円	
総合プール	貸切利用	入場料を徴収する場合	メインプール	4万7,500円	2万3,600円	
			サブプール	2万3,700円	1万1,700円	
			飛込プール	1万8,500円	9,200円	
	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール	1万5,000円	7,400円	
			全面1コース	1,700円	850円	

タジアルム補助競技場	利用	場合		につき		
		[略]			[略]	
	個人利用	1人1回につき			200円	100円
投てき場	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき		900円	450円
		[略]			[略]	
	個人利用	1人1回につき			200円	100円
総合体育館	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	2万1,600円	1万700円
				サブアリーナ	5,500円	2,700円
		入場料を徴収しない場合	メインアリーナ	7,100円	3,500円	
			サブアリーナ	1,800円	850円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	14万4,000円	7万2,200円
				サブアリーナ	3万7,600円	1万8,800円
	入場料を徴収しない場合	営利的な場合	メインアリーナ	4万3,200円	2万1,600円	
			サブアリーナ	1万1,200円	5,500円	
		営利的な場合	メインアリーナ	8万6,500円		
			サブアリーナ	2万2,500円		
	個人利用		メインアリーナ	1人1回につき	200円	100円
			サブアリーナ	200円	100円	
総合プール	貸切利用	入場料を徴収する場合	メインプール	4万3,200円	2万1,500円	
			サブプール	2万1,600円	1万700円	
			飛込プール	1万6,900円	8,400円	
	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール	1万3,700円	6,800円	
			全面1コース	1,600円	800円	

	場合		サブ	全面	7,400円	3,600円	
			プ	1コ	850円	450円	
			ール	ース			
				飛込プール		6,000円	2,900円
		営利を目的とする場合	メイ	全面	3万1,300円	1万5,000円	
			ン	1コ	3,700円	1,700円	
			プ	ース	1万5,000円	7,400円	
ール	ース		1,700円	850円			
		飛込プール	1万2,400円	6,000円			
個人利用	1人1回につき			750円	400円		
テニスコート	アマチュアスポーツに利用する場合		1面1時間につき	750円	400円		
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合			2,400円	1,200円		
合宿所	指導員室		1人1泊につき	2,400円			
	宿泊室			1,700円	850円		

	場合		サブ	全面	6,800円	3,300円	
			プ	1コ	800円	400円	
			ール	ース			
				飛込プール		5,500円	2,700円
		営利を目的とする場合	メイ	全面	2万8,500円	1万3,700円	
			ン	1コ	3,400円	1,600円	
			プ	ース	1万3,700円	6,800円	
ール	ース		1,600円	800円			
		飛込プール	1万1,300円	5,500円			
個人利用	1人1回につき			700円	350円		
テニスコート	アマチュアスポーツに利用する場合		1面1時間につき	700円	350円		
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合			2,200円	1,100円		
合宿所	指導員室		1人1泊につき	2,200円			
	宿泊室			1,600円	800円		

(2) [略]

区分				利用料金の基準額
宮城スタジアム	放送・音響施設	1日につき		9,600円
	競技用具	全部を利用する場合		2万3,600円
		1日につき	一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁	150円
			一部を利用する場合1組又は一式	400円
			サッカー競技用具一式	3,400円
	写真判定機	一式1日につき		1万8,100円
	大型映像装置	アマチュアが利用する場合	1時間につき	8,800円
			広告を行う場合1分につき	8,800円
		アマチュア以外が利用する場合	1時間につき	1万7,600円
			広告を行う場合1分につき	1万7,600円
照明施設	全灯の場合	1時間につき	6万8,900円	
	3分の2灯利用の場合		4万3,600円	

(2) [略]

区分				利用料金の基準額
宮城スタジアム	放送・音響施設	1日につき		8,800円
	競技用具	全部を利用する場合		2万1,500円
		1日につき	一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁	100円
			一部を利用する場合1組又は一式	350円
			サッカー競技用具一式	3,100円
	写真判定機	一式1日につき		1万6,500円
	大型映像装置	アマチュアが利用する場合	1時間につき	8,000円
			広告を行う場合1分につき	8,000円
		アマチュア以外が利用する場合	1時間につき	1万6,000円
			広告を行う場合1分につき	1万6,000円
照明施設	全灯の場合	1時間につき	6万2,700円	
	3分の2灯利用の場合		3万9,700円	

	2分の1灯利用の場合		3万9,900円
	3分の1灯利用の場合		2万3,700円
	5分の1灯利用の場合		1万6,100円
	10分の1灯利用の場合		9,100円
きよ 炬火台	1日につき		5,800円
競技運営室	1室1時間につき		750円
会議室			750円
ドーピングテスト室	1時間につき		1,500円
審判更衣室	1室1時間につき		500円
インタビュールーム	1時間につき		1,500円
報道関係室			750円
指導員室	1室1時間につき		400円
選手更衣室			2,300円
貴賓室1、2			2,300円
貴賓室3	1時間につき		4,700円
特別室1、2	1室1時間につき		1,500円
特別室3、4			750円
展望室（特別室3及び4を含む。）	1時間につき		6,200円
脱衣室・浴室	1室1時間につき		3,800円
チケット売場	1箇所1日につき		3,100円
宮城スタジアム 補助競技場	放送施設	1日につき	6,900円
	競技用具	全部を利用する場合	1日につき 1万7,000円
		一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁	150円
		一部を利用する場合1組又は一式	300円
		サッカー競技用具一式	1,100円
投てき場	競技用具	1種目1日につき	300円
総合体育館	放送施設	1日につき	6,000円
	電光得点表示装置	大型	1日につき 9,600円
小型		4,900円	

	2分の1灯利用の場合		3万6,300円
	3分の1灯利用の場合		2万1,600円
	5分の1灯利用の場合		1万4,700円
	10分の1灯利用の場合		8,300円
きよ 炬火台	1日につき		5,300円
競技運営室	1室1時間につき		700円
会議室			700円
ドーピングテスト室	1時間につき		1,400円
審判更衣室	1室1時間につき		450円
インタビュールーム	1時間につき		1,400円
報道関係室			700円
指導員室	1室1時間につき		350円
選手更衣室			2,100円
貴賓室1、2			2,100円
貴賓室3	1時間につき		4,300円
特別室1、2	1室1時間につき		1,400円
特別室3、4			700円
展望室（特別室3及び4を含む。）	1時間につき		5,700円
脱衣室・浴室	1室1時間につき		3,500円
チケット売場	1箇所1日につき		2,900円
宮城スタジアム 補助競技場	放送施設	1日につき	6,300円
	競技用具	全部を利用する場合	1日につき 1万5,500円
		一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁	100円
		一部を利用する場合1組又は一式	250円
		サッカー競技用具一式	1,000円
投てき場	競技用具	1種目1日につき	250円
総合体育館	放送施設	1日につき	5,500円
	電光得点表示装置	大型	1日につき 8,800円
小型		4,500円	

壁面収納式可動席	1日につき		12万1,000円
照明施設	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	メインアリーナ	1,800円
		サブアリーナ	300円
	4分の3灯を超える場合	メインアリーナ	4,100円
		サブアリーナ	550円
冷暖房施設	冷房	メインアリーナ	2万4,600円
		サブアリーナ	2,500円
	暖房	メインアリーナ	1万7,100円
		サブアリーナ	1,900円
電気設備	1キロワット時につき	150円	
トレーニングルーム	一般	1人1回につき	450円
	生徒等		250円
視聴覚室	1時間につき		1,500円
第1会議室		750円	
第2会議室		750円	
第3会議室		400円	
第4会議室		750円	
第5会議室		250円	
第6会議室		550円	
ロッカールーム1		2,300円	
ロッカールーム2		2,300円	
控室1		750円	
控室2		750円	
控室3		1,500円	
記者室		750円	
特別室		2,300円	
総合プール	放送施設	1日につき	6,000円
	電光表示装置	1日につき	2万4,600円

壁面収納式可動席	1日につき		11万円
照明施設	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	メインアリーナ	1,700円
		サブアリーナ	250円
	4分の3灯を超える場合	メインアリーナ	3,800円
		サブアリーナ	500円
冷暖房施設	冷房	メインアリーナ	2万2,400円
		サブアリーナ	2,300円
	暖房	メインアリーナ	1万5,600円
		サブアリーナ	1,800円
電気設備	1キロワット時につき	100円	
トレーニングルーム	一般	1人1回につき	410円
	生徒等		210円
視聴覚室	1時間につき		1,400円
第1会議室		700円	
第2会議室		700円	
第3会議室		350円	
第4会議室		700円	
第5会議室		200円	
第6会議室		500円	
ロッカールーム1		2,100円	
ロッカールーム2		2,100円	
控室1		700円	
控室2		700円	
控室3		1,400円	
記者室		700円	
特別室		2,100円	
総合プール	放送施設	1日につき	5,500円
	電光表示装置	1日につき	2万2,400円

競技用具	競泳競技用具一式		7,300円
	シンクロナイズドスイミング競技用具一式	1日につき	3,600円
	水球競技用具一式		8,400円
	飛込競技用具一式		3,600円
照明施設（サブプールに係るものを除く。）	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	1時間につき	1,300円
	4分の3灯を超える場合		2,800円
冷暖房施設（観客席に係るものに限る。）		1時間につき	7,300円
トレーニングルーム	一般	1人1回につき	250円
	生徒等		150円
飛び込み練習室			1,400円
記録室（印刷室を含む。）			750円
指導員室			400円
大会議室	1時間につき		1,100円
第1会議室		750円	
第2会議室		750円	
記者室		750円	
特別室		1,100円	
特別室		1,100円	
テニスコート	照明施設	1面1時間につき	550円
	会議室	1時間につき	400円
	温水シャワー	1人1回につき	150円
合宿所	コンディショニングルーム	宿泊を伴わない利用の場合	750円
	第1研修室		750円
	第2研修室		750円

備考 [略]

競技用具	競泳競技用具一式		6,700円
	シンクロナイズドスイミング競技用具一式	1日につき	3,300円
	水球競技用具一式		7,700円
	飛込競技用具一式		3,300円
照明施設（サブプールに係るものを除く。）	2分の1灯を超え、4分の3灯までの場合	1時間につき	1,200円
	4分の3灯を超える場合		2,600円
冷暖房施設（観客席に係るものに限る。）		1時間につき	6,700円
トレーニングルーム	一般	1人1回につき	200円
	生徒等		100円
飛び込み練習室			1,300円
記録室（印刷室を含む。）			700円
指導員室			350円
大会議室	1時間につき		1,000円
第1会議室		700円	
第2会議室		700円	
記者室		700円	
特別室		1,000円	
特別室		1,000円	
テニスコート	照明施設	1面1時間につき	500円
	会議室	1時間につき	350円
	温水シャワー	1人1回につき	100円
合宿所	コンディショニングルーム	宿泊を伴わない利用の場合	700円
	第1研修室		700円
	第2研修室		700円

備考 [略]

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第34条 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の徴収)			(手数料の徴収)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
納入義務者	徴収の時期	手数料の額	納入義務者	徴収の時期	手数料の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき <u>300円</u>	39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき <u>200円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
72 [略]	[略]	<u>500円</u>	72 [略]	[略]	<u>450円</u>
備考 [略]			備考 [略]		
2～4 [略]			2～4 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた行為、使用、設置、管理又は占用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第9条の規定による改正後の理容師法施行条例第7条第1項の規定及び第10条の規定による改正後の美容師法施行条例第7条第1項の規定は、施行日以後に申請される検査に係る手数料について適用し、施行日前に申請された検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申請又は請求がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録又は謄本の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第22条の規定による改正後の産業技術総合センター条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 第25条の規定による改正後の種畜預託手数料条例第2条の規定は、施行日以後の預託に係る手数料について適用し、施行日前の預託に係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 第29条の規定による改正後の漁港管理条例別表第1の規定は、施行日以後の漁港施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の漁港施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 第30条の規定による改正後の公共用財産管理条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 9 第31条の規定による改正後の海岸占用料等条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき海岸占用料等(同条例第3条第1項に規定する海岸占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき海岸占用料等については、なお従前の例による。
- 10 第32条の規定による改正後の流水占用料等条例別表(第1号の表を除く。)の規定は、施行日以後に徴収すべき流水占用料等(同条例第3条第1項に規定する流水占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき流水占用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 11 第1条の規定による改正後の総合運動場条例第15条第2項、第2条の規定による改正後のライフル射撃場条例第10条第2項、第3条の規定による改正後の県民の森等の設置及び管理に関する条例第12条第2項、第24条の規定による改正後の産業交流センター条例第11条第2項、第33条の規定による改正後の県立都市公園条例第12条の2第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者等は、次に掲げる<u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>であって、当該学校職員が現に<u>監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第15条の3第1項及び第17条の2第2項において同じ。）</u>のある学校職員が、県人事委員</p>	<p>(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者等は、次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、<u>その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>であって、当該学校職員が現に<u>監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において</u></p>

会の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6

同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員

(2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある学校職員であって、県人事委員会の規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和

条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第15条の3第1項及び第17条の2第2項において同じ。)」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者等は、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県人事委員会の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、県人事委員会の規則で定める期間内にある第4

22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において同じ。)を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者等は、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)第14条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県人事委員会の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、県人事委員会の規則で定める期間内にある第4条第2項若しくは第

条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

（休暇の種類）

第11条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（介護休暇）

第15条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

3項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

（休暇の種類）

第11条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護休暇）

第15条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第15条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第15条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 子育て部分休暇の時間は、県人事委員会の規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき県人事委員会の規則で定める時間を超えない範囲内

3 子育て部分休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（県人事委員会の規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、県人事委員会の規則の定めるところにより、任命権者等の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（県人事委員会の規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、県人事委員会の規則の定めるところにより、任命権者等の承認を受けなければならない。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇を取得するため、新条例第16条の規定による承認を受けようとする学校職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、県の人事委員会の規則の定めるところにより、当該承認を請求することができる。
- 3 新条例第4条第1項に規定する任命権者等は、前項の規定による承認の請求があった場合には、施行日前においても、新条例第16条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同条の規定による承認とみなす。

高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等における教育改革の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和39年宮城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																													
(高等学校の名称及び位置)	(高等学校の名称及び位置)																													
第4条 [略]	第4条 [略]																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">仙台市</td> </tr> <tr> <td>宮城県宮城野高等学校</td> </tr> <tr> <td><u>宮城県広瀬ideal高等学校</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大崎市</td> </tr> <tr> <td>宮城県鹿島台商業高等学校</td> </tr> <tr> <td>宮城県大崎創成高等学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]	仙台市	宮城県宮城野高等学校	<u>宮城県広瀬ideal高等学校</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	大崎市	宮城県鹿島台商業高等学校	宮城県大崎創成高等学校	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">仙台市</td> </tr> <tr> <td>宮城県宮城野高等学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大崎市</td> </tr> <tr> <td>宮城県鹿島台商業高等学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]	仙台市	宮城県宮城野高等学校	[略]	[略]	[略]	[略]	大崎市	宮城県鹿島台商業高等学校	[略]	[略]	[略]
名 称	位 置																													
[略]	仙台市																													
宮城県宮城野高等学校																														
<u>宮城県広瀬ideal高等学校</u>																														
[略]	[略]																													
[略]																														
[略]	大崎市																													
宮城県鹿島台商業高等学校																														
宮城県大崎創成高等学校																														
[略]	[略]																													
名 称	位 置																													
[略]	仙台市																													
宮城県宮城野高等学校																														
[略]																														
[略]	[略]																													
[略]	大崎市																													
宮城県鹿島台商業高等学校																														
[略]																														
[略]	[略]																													

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（昭和56年宮城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区 分	観 覧 料 の 額 （ 1 人 1 回 に つ き ）		
	一 般		小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに準ずる者
	個 人	団 体	
常 設 展 示	350 円	280 円	
特 別 展 示	知事が定める額		

備考 「団体」とは、20人以上をいう。

別表第2（第5条、第7条関係）

名 称	使 用 区 分	使 用 料 の 額
県民ギャラリー	1 日 に つ き	1 万 3, 100 円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

歴史博物館条例の一部を改正する条例

歴史博物館条例（平成11年宮城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
区 分	観覧料の額（1人1回につき）			区 分	観覧料の額（1人1回につき）		
	一般		小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに準ずる者		一般（大学生及びこれに準ずる者を含む。）		小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者
	個人	団体			個人	団体	
常設展示	<u>500円</u>	<u>400円</u>		常設展示	<u>460円</u>	<u>360円</u>	
特別展示	<u>知事が定める額</u>			特別展示	<u>1,700円以内で知事の定める額</u>		
備考 [略]				備考 [略]			
別表第2（第5条、第7条関係）				別表第2（第5条、第7条関係）			
名 称	使用区分	使用料の額		名 称	使用区分	使用料の額	
講堂	全日	<u>5万1,200円</u>		講堂	全日	<u>4万5,700円</u>	
	午前	<u>1万9,200円</u>			午前	<u>1万7,100円</u>	
	午後	<u>3万2,000円</u>			午後	<u>2万8,500円</u>	
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年宮城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
事	務	市 町 村	市 町 村
[略]	[略]	[略]	[略]
34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。）に限る。）の捕獲等（緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 <u>東松島市</u> 大崎市 富谷市 <u>蔵王町</u> 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 <u>松島町</u> 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 <u>美里町</u> 南三陸町	34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。）に限る。）の捕獲等（緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 南三陸町

)に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。))に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域未来基金条例

(設置)

第1条 県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができ、持続的に発展する地域社会の形成に向けた地方創生に関する施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を<u>定めることができる。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>(施策の公表)</u></p> <p>第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を公表するものとする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 委員は、<u>優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、</u>知</p>	<p>第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を<u>定めなければならない。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>(議会への報告)</u></p> <p>第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を<u>議会に報告するとともに、公表するものとする。</u></p> <p>(組織等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから、</u>知事が任命する。</p>

事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 消費者を代表する者

(3) 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮城県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第6条の規定による許可証の書換え交付を申請する者 <u>2,100 円</u></p> <p>(3) 第7条の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>2,600 円</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第6条の規定による許可証の書換え交付を申請する者 <u>2,000 円</u></p> <p>(3) 第7条の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>2,500 円</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>

ア [略]

イ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず、全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第3第1号ア(ア)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業することができる。

(ア)～(エ) [略]

ウ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第3第1

ア [略]

イ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第3第1号ア(ア)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業することができる。

(ア)～(エ) [略]

ウ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち自動車において調理をする場合又は同条第4号に規定する魚介類販売業のうち自動車において販売する場合については、第3号

号アにおいて同じ。)又は同条第4号に規定する魚介類販売業のうち自動車において販売する場合には、第3号エ、ケ、シ及びタの基準は、適用しない。

エ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合については、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに第4号キの基準は、適用しない。

オ～ク [略]

別表第3 (第3条関係)

(1) [略]

ア [略]

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設 (全自動調理機を含む。(イ)及び(カ)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(イ) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自

エ、ケ、シ及びタの基準は、適用しない。

エ～キ [略]

別表第3 (第3条関係)

(1) [略]

ア [略]

動調理機を停止することができる機能を有すること。

(ウ) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(エ) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(オ) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(カ) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

ウ [略]

(2)～(30) [略]

別表第5 (第9条関係)

(1) [略]

ア 飲食店営業(イ及びウに掲げるものを除く。) 1万9,300

円

イ [略]

(2)～(30) [略]

別表第5 (第9条関係)

(1) [略]

ア 飲食店営業(イ及びウに掲げるものを除く。) 1万9,000

円

イ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、ウに規定する臨時営業を除くもの
(以下「仮設営業」という。) 1万200円

ウ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が6月間で5日未満のもの(以下「臨時営業」という。) 3,200円

エ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万300円

オ 食肉販売業 1万4,200円

カ 魚介類販売業(キ及びクに掲げるものを除く。) 1万4,200円

キ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 1万200円

ク 魚介類販売業のうち、臨時営業を行うもの 3,200円

ケ 魚介類競り売り営業 2万3,400円

コ 集乳業 1万4,200円

サ 乳処理業 2万3,400円

シ 特別牛乳搾取処理業 2万3,400円

ス 食肉処理業 2万3,400円

イ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、ウに規定する臨時営業を除くもの
(以下「仮設営業」という。) 1万円

ウ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が6月間で5日未満のもの(以下「臨時営業」という。) 3,000円

エ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万円

オ 食肉販売業 1万4,000円

カ 魚介類販売業(キ及びクに掲げるものを除く。) 1万4,000円

キ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 1万円

ク 魚介類販売業のうち、臨時営業を行うもの 3,000円

ケ 魚介類競り売り営業 2万3,000円

コ 集乳業 1万4,000円

サ 乳処理業 2万3,000円

シ 特別牛乳搾取処理業 2万3,000円

ス 食肉処理業 2万3,000円

セ 食品の放射線照射業 2万3,400円
ソ 菓子製造業 2万3,400円
タ アイスクリーム類製造業 2万3,400円
チ 乳製品製造業 2万3,400円
ツ 清涼飲料水製造業 2万3,400円
テ 食肉製品製造業 2万3,400円
ト 水産製品製造業 2万3,400円
ナ 冰雪製造業 2万3,400円
ニ 液卵製造業 2万3,400円
ヌ 食用油脂製造業 2万3,400円
ネ みそ又はしょうゆ製造業 2万3,400円
ノ 酒類製造業 2万3,400円
ハ 豆腐製造業 2万3,400円
ヒ 納豆製造業 2万3,400円
フ 麺類製造業 2万3,400円
ヘ そうざい製造業 2万3,400円
ホ 複合型そうざい製造業 3万400円
マ 冷凍食品製造業 2万3,400円

セ 食品の放射線照射業 2万3,000円
ソ 菓子製造業 2万3,000円
タ アイスクリーム類製造業 2万3,000円
チ 乳製品製造業 2万3,000円
ツ 清涼飲料水製造業 2万3,000円
テ 食肉製品製造業 2万3,000円
ト 水産製品製造業 2万3,000円
ナ 冰雪製造業 2万3,000円
ニ 液卵製造業 2万3,000円
ヌ 食用油脂製造業 2万3,000円
ネ みそ又はしょうゆ製造業 2万3,000円
ノ 酒類製造業 2万3,000円
ハ 豆腐製造業 2万3,000円
ヒ 納豆製造業 2万3,000円
フ 麺類製造業 2万3,000円
ヘ そうざい製造業 2万3,000円
ホ 複合型そうざい製造業 3万円
マ 冷凍食品製造業 2万3,000円

- ミ 複合型冷凍食品製造業 3万400円
- ム 漬物製造業 2万3,400円
- メ 密封包装食品製造業 2万3,400円
- モ 食品の小分け業 2万3,400円
- ヤ 添加物製造業 2万3,400円
- (2) [略]
- ア 飲食店営業（イに掲げるものを除く。） 1万7,200円
- イ 飲食店営業のうち、仮設営業を行うもの 8,200円
- ウ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万300円
- エ 食肉販売業 1万2,100円
- オ 魚介類販売業（カに掲げるものを除く。） 1万2,100円
- カ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 8,200円
- キ 魚介類競り売り営業 2万1,300円
- ク 集乳業 1万2,100円
- ケ 乳処理業 2万1,300円
- コ 特別牛乳搾取処理業 2万1,300円
- サ 食肉処理業 2万1,300円

- ミ 複合型冷凍食品製造業 3万円
- ム 漬物製造業 2万3,000円
- メ 密封包装食品製造業 2万3,000円
- モ 食品の小分け業 2万3,000円
- ヤ 添加物製造業 2万3,000円
- (2) [略]
- ア 飲食店営業（イに掲げるものを除く。） 1万7,000円
- イ 飲食店営業のうち、仮設営業を行うもの 8,000円
- ウ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万円
- エ 食肉販売業 1万2,000円
- オ 魚介類販売業（カに掲げるものを除く。） 1万2,000円
- カ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 8,000円
- キ 魚介類競り売り営業 2万1,000円
- ク 集乳業 1万2,000円
- ケ 乳処理業 2万1,000円
- コ 特別牛乳搾取処理業 2万1,000円
- サ 食肉処理業 2万1,000円

シ 食品の放射線照射業 2万1,300円
ス 菓子製造業 2万1,300円
セ アイスクリーム類製造業 2万1,300円
ソ 乳製品製造業 2万1,300円
タ 清涼飲料水製造業 2万1,300円
チ 食肉製品製造業 2万1,300円
ツ 水産製品製造業 2万1,300円
テ 氷雪製造業 2万1,300円
ト 液卵製造業 2万1,300円
ナ 食用油脂製造業 2万1,300円
ニ みそ又はしょうゆ製造業 2万1,300円
ヌ 酒類製造業 2万1,300円
ネ 豆腐製造業 2万1,300円
ノ 納豆製造業 2万1,300円
ハ 麺類製造業 2万1,300円
ヒ そうざい製造業 2万1,300円
フ 複合型そうざい製造業 2万8,300円
ヘ 冷凍食品製造業 2万1,300円

シ 食品の放射線照射業 2万1,000円
ス 菓子製造業 2万1,000円
セ アイスクリーム類製造業 2万1,000円
ソ 乳製品製造業 2万1,000円
タ 清涼飲料水製造業 2万1,000円
チ 食肉製品製造業 2万1,000円
ツ 水産製品製造業 2万1,000円
テ 氷雪製造業 2万1,000円
ト 液卵製造業 2万1,000円
ナ 食用油脂製造業 2万1,000円
ニ みそ又はしょうゆ製造業 2万1,000円
ヌ 酒類製造業 2万1,000円
ネ 豆腐製造業 2万1,000円
ノ 納豆製造業 2万1,000円
ハ 麺類製造業 2万1,000円
ヒ そうざい製造業 2万1,000円
フ 複合型そうざい製造業 2万8,000円
ヘ 冷凍食品製造業 2万1,000円

ホ 複合型冷凍食品製造業 2万8,300円

マ 漬物製造業 2万1,300円

ミ 密封包装食品製造業 2万1,300円

ム 食品の小分け業 2万1,300円

メ 添加物製造業 2万1,300円

ホ 複合型冷凍食品製造業 2万8,000円

マ 漬物製造業 2万1,000円

ミ 密封包装食品製造業 2万1,000円

ム 食品の小分け業 2万1,000円

メ 添加物製造業 2万1,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(台帳の備付け)</p> <p>第11条 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、次に掲げる事項を記載した台帳 <u>(その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)</u>を備え付けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(台帳の備付け)</p> <p>第11条 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、次に掲げる事項を記載した台帳を備え付けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第12条 [略]</p>

(1) 法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可申請1件につき 2万4,200円

(2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可申請1件につき 1万7,100円

(3) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可申請1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 6,900円

2 [略]

(1) 法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可申請1件につき 2万4,000円

(2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可申請1件につき 1万7,000円

(3) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可申請1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 6,800円

2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県立劇場条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 県立劇場（第6条—第20条）

第3章 みやぎNPOプラザ（第21条—第35条）

第4章 指定管理者選定委員会（第36条—第41条）

第5章 雑則（第42条—第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき、宮城県立劇場の設置及び管理に
関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 文化芸術を創造し、発信し、享受する場の提供及び営利を目的とせず自発的に行う社会的・公益的な活動（第21条、第22条及び第
25条第3項において「民間非営利活動」という。）の総合的な促進により、県民が集い、交流し、共感し、もって心豊かな生活及び活力
ある地域社会の実現に寄与することを目的として、宮城県立劇場（以下「複合施設」という。）を設置する。

（位置）

第3条 複合施設は、仙台市に置く。

(構成及び運営)

第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 県立劇場
- (2) みやぎNPOプラザ

2 複合施設は、前項各号に掲げる施設相互の有機的な連携の下で運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、前条第1項各号に掲げる施設の管理を行わせることができる。

第2章 県立劇場

(設置)

第6条 文化芸術を創造し、発信し、享受する場を提供すること等により、文化芸術の振興及び総合的な交流等を図り、もって県民生活の向上に寄与するため、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等として、県立劇場（以下「劇場」という。）を設置する。

(業務)

第7条 劇場において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術を鑑賞する場及び機会の提供に関すること。
- (2) 文化芸術の発表を行う場及び機会の提供に関すること。

- (3) 文化芸術の普及啓発に関すること。
- (4) 文化芸術に係る人材の育成に関すること。
- (5) 地域の活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、劇場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用時間)

第8条 劇場の使用時間は、駐車場にあつては午前零時から午後12時まで、その他の施設にあつては午前9時から午後10時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 劇場の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日））
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(使用許可)

第10条 劇場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、劇場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 劇場の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、劇場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第11条 前条第1項の許可を受けて劇場を使用する者（以下「劇場使用者」という。）は、劇場において次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の許可を受けた施設、設備又は器具以外のものを使用すること。

(2) 寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行うこと。

(3) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸すること。

(4) 現状を変更すること。

(5) 使用目的外に使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

(使用許可の取消し等)

第12条 知事は、劇場使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により第10条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第10条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、劇場の管理上特に必要があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第13条 劇場使用者は、第10条第1項の許可の期間が満了したときは、速やかに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 劇場使用者からは、別表第1に定める使用料（以下「劇場使用料」という。）を徴収する。

2 劇場使用料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

3 知事が既に徴収した劇場使用料は、返還しない。ただし、劇場使用者がその責めに帰することのできない事由により劇場を使用することができなくなったときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第15条 知事は、特別の事情があると認めるときは、劇場使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により劇場使用料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 使用しようとする期間

(3) 使用しようとする施設、設備及び器具

(4) 免除を受けようとする理由

(指定管理者に関する読替え)

第16条 第5条の規定により指定管理者に劇場の管理を行わせる場合（以下この章において「指定管理者による管理の場合」という。）における第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「劇場の指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、知事の承認を受けて」とする。

2 指定管理者による管理の場合における第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「劇場の指定管理者」とする。

（管理業務の範囲）

第17条 劇場の指定管理者（以下「劇場指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条各号に掲げる業務
- (2) 劇場の使用の許可に関する業務
- (3) 劇場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（利用料金）

第18条 指定管理者による管理の場合については、第14条及び第15条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、劇場使用者は、その使用に係る料金（以下「劇場利用料金」という。）を劇場指定管理者に支払わなければならない。

3 劇場利用料金は、劇場使用料の額に100分の150を乗じて得た額を上限として、劇場指定管理者が定める。この場合において、劇場指定管理者は、あらかじめ当該劇場利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 劇場利用料金は、劇場指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第19条 劇場指定管理者が既に収受した劇場利用料金は、返還しない。ただし、劇場使用者がその責めに帰することのできない事由により劇場を使用することができなくなったときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第20条 劇場指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、劇場利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第3章 みやぎNPOプラザ

(設置)

第21条 民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設として、みやぎNPOプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(業務)

第22条 プラザにおいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること。
- (3) 民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 民間非営利活動を行う者に対する施設、設備又は器具の提供に関すること。
- (5) 民間非営利活動を行う者、県民、企業、県その他の多様な主体相互の連携及び交流の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用時間)

第23条 プラザの使用時間は、次に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとき

は、使用時間を変更することができる。

- (1) 日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時30分まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後9時30分まで
(休館日)

第24条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日））
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
(使用許可)

第25条 プラザを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、プラザを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) プラザの設置の目的に反して使用のおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 別表第2に掲げる施設（事務室大1の項から事務室小4の項までに掲げる施設に限る。次項において「特定施設」という。）については、一定期間継続的に民間非営利活動を行う見込みがあると認められる者に限り、使用することができる。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定施設を使用する者を公募し、選考しなければならない。

5 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第26条 前条第1項の許可を受けてプラザを使用する者（以下「プラザ使用者」という。）は、プラザにおいて次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の許可を受けた施設、設備又は器具以外のものを使用すること。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸すること。
- (3) 現状を変更すること。
- (4) 使用目的外に使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

(使用許可の取消し等)

第27条 知事は、プラザ使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により第25条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第25条第5項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第28条 プラザ使用者は、第25条第1項の許可の期間が満了したときは、速やかに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。

前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第29条 プラザ使用者からは、別表第2に定める使用料（以下「プラザ使用料」という。）を徴収する。

2 プラザ使用料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

3 知事が既に徴収したプラザ使用料は、返還しない。ただし、プラザ使用者がその責めに帰することのできない事由によりプラザを使用することができなくなったときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第30条 知事は、特別の事情があると認めるときは、プラザ使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定によりプラザ使用料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 使用しようとする期間

(3) 使用しようとする施設、設備及び器具

(4) 免除を受けようとする理由

(指定管理者に関する読替え)

第31条 第5条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合（以下この章において「指定管理者による管理の場合」という。）

における第23条及び第24条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「プラザの指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、知事の承認を受けて」とする。

2 指定管理者による管理の場合における第25条から第28条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「プラザの指定管理者」とする。

(管理業務の範囲)

第32条 プラザの指定管理者（以下「プラザ指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第22条各号に掲げる業務
- (2) プラザの使用の許可に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(利用料金)

第33条 指定管理者による管理の場合については、第29条及び第30条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、プラザ使用者は、その使用に係る料金（以下「プラザ利用料金」という。）をプラザ指定管理者に支払わなければならない。

3 プラザ利用料金は、プラザ使用料の額を上限として、プラザ指定管理者が定める。この場合において、プラザ指定管理者は、あらかじめ当該プラザ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 プラザ利用料金は、プラザ指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第34条 プラザ指定管理者が既に収受したプラザ利用料金は、返還しない。ただし、プラザ使用者がその責めに帰することのできない事由によりプラザを使用することができなくなったときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第35条 プラザ指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、プラザ利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第4章 指定管理者選定委員会

(指定管理者選定委員会への諮問)

第36条 知事は、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号）第3条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県立劇場指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第37条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県立劇場指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第38条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第39条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第40条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第41条 第37条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第5章 雑則

(入館の拒否等)

第42条 知事（第5条の規定により指定管理者に劇場又はプラザの管理を行わせる場合にあつては、当該指定管理者を含む。次条第1項において同じ。）は、複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、その他複合施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(損傷等の届出等)

第43条 劇場使用者、プラザ使用者その他複合施設を利用する者（次項において「複合施設利用者」と総称する。）は、複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 故意又は過失により複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した複合施設利用者は、当該損傷し、若しくは亡失した複合施設の施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び附則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定管理者の指定、第18条第3項又は第33条第3項に規定する承認その他の準備行為並びに第10条第1項又は第25条第1項に規定する許可、第18条第2項又は第33条第2項の規定による利用料金の收受その他の指定管理者による劇場又はプラザの管理に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第2条、第7条関係）				別表（第1条、第2条、第7条関係）			
名	称	報	酬	額	旅	費	
	[略]		[略]		[略]		[略]
宮城県公文書管理委員会の委員			[略]		[略]		[略]
<u>宮城県立劇場指定管理者選定委員会の委員</u>		<u>出席1回につき</u>	<u>1万1,900円</u>		<u>6</u>	<u>級</u>	

別表第1（第14条関係）

(1) 施設の使用料

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間
			午前 9時から正午まで	午後 1時から午後 5時まで	午後 6時から午後 10時まで	午前 9時から午後 5時まで	午後 1時から午後 10時まで	午前 9時から午後 10時まで
グランドホール	舞台及び全客席を使用する場合	平日	8万3,700円	13万4,000円	16万7,500円	21万7,700円	30万1,500円	36万2,800円
		土曜日 日曜日 休日	10万4,700円	16万7,500円	20万9,300円	27万2,200円	37万6,800円	45万3,600円
	舞台並びに1階席及び2階席を使用する場合	平日	7万5,900円	12万1,500円	15万1,900円	19万7,400円	27万3,400円	32万9,000円
		土曜日 日曜日 休日	9万4,900円	15万1,900円	18万9,800円	24万6,800円	34万1,700円	41万1,300円
	舞台及び1階席を使用する場合	平日	6万4,900円	10万3,800円	12万9,800円	16万8,700円	23万3,600円	28万1,200円
		土曜日 日曜日 休日	8万1,100円	12万9,800円	16万2,200円	21万900円	29万2,000円	35万1,500円

スタジオシアター	客席を使用する場合	平日	2万1,500円	3万4,400円	4万3,000円	5万5,900円	7万7,400円	9万3,200円
		土曜日 日曜日 休日	2万6,900円	4万3,000円	5万3,800円	6万9,900円	9万6,800円	11万6,500円
	客席を使用しない場合	平日	4万4,600円	7万1,400円	8万9,300円	11万6,000円	16万700円	19万3,400円
		土曜日 日曜日 休日	5万5,800円	8万9,300円	11万1,600円	14万5,100円	20万900円	24万1,800円
アートスペース		平日	1万1,300円	1万8,000円	2万2,500円	2万9,300円	4万500円	4万8,800円
		土曜日 日曜日 休日	1万4,100円	2万2,500円	2万8,100円	3万6,600円	5万600円	6万900円
ギャラリー1	全面使用する場合	平日	1万1,200円	1万7,900円	2万2,400円	2万9,100円	4万300円	4万8,600円
		土曜日 日曜日 休日	1万4,000円	2万2,400円	2万8,000円	3万6,400円	5万400円	6万700円
	区分Aを使用する場合	平日	6,800円	1万900円	1万3,700円	1万7,700円	2万4,600円	2万9,600円
		土曜日 日曜日 休日	8,500円	1万3,700円	1万7,100円	2万2,200円	3万800円	3万7,000円

	区分 B を使用する 場合	平日	6,600円	1万600円	1万3,200円	1万7,200円	2万3,800円	2万8,700円	
		土曜日 日曜日 休日	8,300円	1万3,200円	1万6,600円	2万1,500円	2万9,800円	3万5,900円	
ギャラリー ー2	全面使用する 場合	平日	9,500円	1万5,200円	1万9,000円	2万4,700円	3万4,200円	4万1,200円	
		土曜日 日曜日 休日	1万1,900円	1万9,000円	2万3,800円	3万900円	4万2,800円	5万1,500円	
	区分 A を使用する 場合	平日	6,700円	1万700円	1万3,400円	1万7,400円	2万4,100円	2万9,100円	
		土曜日 日曜日 休日	8,400円	1万3,400円	1万6,800円	2万1,800円	3万200円	3万6,400円	
	区分 B を使用する 場合	平日	4,700円	7,500円	9,400円	1万2,200円	1万6,900円	2万400円	
		土曜日 日曜日 休日	5,900円	9,400円	1万1,800円	1万5,300円	2万1,200円	2万5,500円	
	大楽屋 1			1,600円	2,100円	2,100円	3,700円	4,200円	5,800円
	大楽屋 2			1,600円	2,000円	2,000円	3,600円	4,000円	5,600円
中楽屋 1			1,000円	1,200円	1,300円	2,200円	2,500円	3,500円	
中楽屋 2			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円	
中楽屋 3			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円	
中楽屋 4			900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	
スタッフ控室 (グランドホール)			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円	

メイク控室（グラウンドホール）	1,000円	1,200円	1,300円	2,200円	2,500円	3,500円
衣装控室（グラウンドホール）	1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円
控室（スタジオシアター）	800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円
スタッフ控室（スタジオシアター）	900円	1,100円	1,200円	2,000円	2,300円	3,200円
衣装控室（スタジオシアター）	800円	1,000円	1,100円	1,800円	2,100円	2,900円
創作室 1	1 時間当たり 800円					
創作室 2	1 時間当たり 400円					
創作室 3	1 時間当たり 400円					
練習室 1	1 時間当たり 500円					
練習室 2	1 時間当たり 300円					
練習室 3	1 時間当たり 300円					
練習室 4	1 時間当たり 300円					
練習室 5	1 時間当たり 800円					
会議室	全面使用する場合	1 時間当たり 2,700円				
	3分の2の区画を使用する場合	1 時間当たり 2,000円				
	3分の1の区画を使用する場合	1 時間当たり 1,100円				
和室	全面使用する場合	1 時間当たり 1,600円				
	3分の2の区画を使用する場合	1 時間当たり 1,100円				
	3分の1の区画を使用する場合	1 時間当たり 600円				
交流ひろば	面積 1 平方メートルにつき 1 時間当たり 6 円					
芝生ひろば	面積 1 平方メートルにつき 1 時間当たり 1 円					

(2) 駐車場の使用料

駐車15分までごとに1台につき

300円以内で規則で定める額

備考

- (1) 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- (2) グランドホール又はスタジオシアターの使用者が入場料（いずれの名義をもってするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上3,000円以下のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）に100分の120を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が3,001円以上6,000円以下のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が6,001円以上9,000円以下のときは基本額に100分の200を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が9,001円以上1万2,000円以下のときは基本額に100分の240を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が1万2,001円以上1万5,000円以下のときは基本額に100分の280を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が1万5,001円以上のときは基本額に100分の320を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、グランドホール又はスタジオシアターの使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (3) アートスペースの使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上3,000円以下のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が3,001円以上のときは基本額に100分の200を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、アートスペースの使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (4) ギャラリー1又はギャラリー2の使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、ギャラリー1又はギャラリー2の使用者が物品の販売等を主たる目的と

して使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。

- (5) この表に定める使用時間外に使用する場合の使用料の額は、基本額を考慮して規則で定める額とする。
- (6) グランドホール、スタジオシアター、アートスペース、ギャラリー1又はギャラリー2を準備又は後片付けのために使用する場合の使用料の額は、基本額（第2号、第3号又は第4号の規定により使用料を算出した場合にあつては、その額）に100分の50を乗じて得た額に相当する額とする。
- (7) 第2号から第4号まで又は前号の規定により使用料を算出した場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。
- (8) 創作室1の項から和室の項までに掲げる施設の利用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (9) 交流ひろば又は芝生ひろばの利用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の400を乗じて得た額に相当する額とする。
- (10) 交流ひろば又は芝生ひろばを使用する場合であつて、その使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- (11) 設備及び器具の使用料の額は、規則で定める。

別表第2（第25条、第29条関係）

使用区分		使用料
事務室大1	全面使用する場合	1月当たり3万5,000円
	2分の1の区画を使用する場合	1月当たり1万7,500円

事務室大 2	全面使用する場合	1 月当たり 2 万6,600円
	2 分の 1 の区画を使用する場合	1 月当たり 1 万3,300円
事務室中 1		1 月当たり 1 万1,200円
事務室中 2		1 月当たり 1 万1,200円
事務室中 3		1 月当たり 1 万1,200円
事務室小 1		1 月当たり 5,600円
事務室小 2		1 月当たり 5,600円
事務室小 3		1 月当たり 5,600円
事務室小 4		1 月当たり 5,600円
会議室	全面使用する場合	1 時間当たり 800円
	2 分の 1 の区画を使用する場合	1 時間当たり 400円
多目的室 1		1 時間当たり 300円
多目的室 2		1 時間当たり 300円

備考

- (1) 使用料の額が 1 月当たりで定められている施設を使用する場合において、使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月に切り上げる。
- (2) 使用料の額が 1 時間当たりで定められている施設を使用する場合において、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- (3) 設備及び器具の使用料の額は、規則で定める。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宮城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p><u>(5)～(11)</u> [略]</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(10)</u> [略]</p>

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者体育施設条例の一部を改正する条例

障害者体育施設条例（平成17年宮城県条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。<u>ただし、同表第1号の表個人使用の項及び別表第2号の表個人使用の項に定める使用料は、障害者のスポーツ活動のために使用する場合は、徴収しない。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2～4 [略]</p>

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

(1) 体育館

使用時間 使用区分		使用料の額（団体使用にあつては1団体につき、個人使用にあつては1人につき）					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
団体 使用	障害者のスポーツ活動 のために使用する場合	170円	220円	330円	390円	550円	720円
	その他の目的のために 使用する場合	2,200円	3,000円	4,500円	5,200円	7,500円	9,700円
個人使用		180円	240円	360円	420円	600円	780円

(2) グラウンド

使用時間 使用区分		使用料の額（団体使用にあつては1団体につき、個人使用にあつては1人につき）		
		午前	午後	午前・午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
団体 使用	障害者のスポーツ活動 のために使用する場合	170円	220円	390円
	その他の目的のために 使用する場合	2,200円	3,000円	5,200円
個人使用		180円	240円	420円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

福祉型障害児入所施設条例の一部を改正する条例

福祉型障害児入所施設条例（平成17年宮城県条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 障害児を入所させて、<u>保護並びに日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援</u>を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第42条第1号</u>に規定する福祉型障害児入所施設（以下「障害児施設」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 障害児を入所させて、<u>保護</u>、<u>日常生活の指導</u>及び自立自活に必要な知識技能の<u>付与</u>を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第42条第1項第1号</u>に規定する福祉型障害児入所施設（以下「障害児施設」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため</u></p>

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害児施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用料)

第6条 法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から障害児入所支援を受けたとき、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から短期入所による障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた

の法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、障害児施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用料)

第6条 法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から障害児入所支援を受けたとき、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から生活介護、短期入所若しくは施設入所支援（以下「生活介護等」という。）による

ときは、使用料として、次に掲げる額の合計額を徴収する。

(1) 当該障害児入所支援に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）又は当該障害福祉サービスに通常要する費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「障害福祉サービス特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣又は主務大臣が定める基準により算定した費用の額（それらの額が現に当該障害児入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。以下同じ。）又は現に当該障害福祉サービスに要した費用（障害福祉サービス特定費用を除く。以下同じ。）の額を超えるときは、それぞれ当該現に障害児入所支援に要した費用又は現に障害福祉サービスに要した費用の額）

(2) [略]

障害福祉サービスを受けたときは、使用料として、次に掲げる額の合計額を徴収する。

(1) 当該障害児入所支援に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）又は当該生活介護等に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「生活介護等に係る特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣又は主務大臣が定める基準により算定した費用の額（それらの額が現に当該障害児入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。以下同じ。）又は現に当該生活介護等に要した費用（生活介護等に係る特定費用を除く。以下同じ。）の額を超えるときは、それぞれ当該現に障害児入所支援に要した費用又は現に生活介護等に要した費用の額）

(2) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
納入義務者	[略]	納入義務者	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
15 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	15 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第15項の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]
16 法第14条第6項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	16 法第14条第7項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]
17 法第14条第8項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	17 法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]
18 法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]	18 法第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年宮城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費指数反映係数)</p> <p>第4条 医療費指数反映係数は、<u>零とする。</u></p> <p><u>第5条 削除</u></p>	<p>(医療費指数反映係数の基準)</p> <p>第4条 医療費指数反映係数は、<u>市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案して定めるものとする。</u></p> <p><u>(年齢調整後医療費指数)</u></p> <p>第5条 <u>年齢調整後医療費指数は、政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。</u></p> <p><u>2 政令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前</u></p>

第17条 [略]

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第18条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して定めるものとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第19条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超えるものの当該超える部分とする。

第17条 [略]

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第20条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、
政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、
零を超え、かつ、1未満の範囲内において定めるものとする。

第22条 [略]

第18条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 659 344 692">附 則</p> <p data-bbox="159 802 293 836">1 [略]</p> <p data-bbox="203 871 450 904">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="159 946 994 979">2 この条例は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1234 659 1337 692">附 則</p> <p data-bbox="1144 802 1279 836">1 [略]</p> <p data-bbox="1189 871 1435 904">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="1144 946 1980 979">2 この条例は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成8年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前									
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）									
占用物件	単位	占用料				単位	所在地	占用料			
		第1級地	第2級地	第3級地	第4級地			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	940	670	570	530	1本につき1年	800	570	480	430
	第2種電柱		1,400	1,000	880	810		1,200	870	730	670
	第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100		1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		840	600	510	470		710	510	430	390
	第2種電話柱		1,300	960	820	750		1,100	810	680	620
	第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000		1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		84	60	51	47		71	51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	8	6	5		5	長さ1メートルにつき1年	7	5
	地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年	5	4	3	3	1個につき1年	4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	820	590	500	460	1個につき1年	700	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	500	360	310	280	占用面積1平方メートルにつき1年	430	300	260	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700	1,200	1,000	940	1個につき1年	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年	710	500	430	390	年	600	420	360	330
	広告塔	表示面	5,400	1,900	900	580	表示面	4,800	1,800	870	590

			積 1 平 方メー トルに つき 1 年					
	その他のもの		占 用 面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,700	1,200	1,000	940	
道 路 法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長 さ 1 メー トル に つ き 1 年		35	25	22	20	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50	36	31	28		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		76	54	46	42		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100	72	61	56		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150	110	92	85		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200	140	120	110		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350	250	220	200		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		500	360	310	280		
	外径が1メートル以上のもの			1,000	720	610	560	
道 路 法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 施 設	自動運行 補助施設	道 路 法 第 2 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 自 動 運 行 装 置 に よ る 検 知 と 設 置 線 の 其 他 の 線 類	地 下 に 設 け る も の	長 さ 1 メー トル に つ き 1 年	5	4	3	3
			そ の 他 の も の		17	12	10	9
		道 路 の 構 造 又 は 交 通 の 状 況 を 表 示 す る 標 示 柱 そ の 他 の 柱 類	1 本 に つ き 1 年		1,300	960	820	750
	そ の 他 の も の	上 空 に 設 け る も の	占 用 面 積 1 平 方メー トルに		840	600	510	470
		地 下 に 設 け る も の			500	360	310	280

			積 1 平 方メー トルに つき 1 年					
	その他のもの		占 用 面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,400	1,000	850	780	
道 路 法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長 さ 1 メー トル に つ き 1 年		30	21	18	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43	30	26	23		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64	45	38	35		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86	61	51	47		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130	91	77	70		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170	120	100	93		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300	210	180	160		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430	300	260	230		
	外径が1メートル以上のもの			860	610	510	470	
道 路 法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 施 設	自動運行 補助施設	道 路 法 第 2 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 自 動 運 行 装 置 に よ る 検 知 と 設 置 線 の 其 他 の 線 類	地 下 に 設 け る も の	長 さ 1 メー トル に つ き 1 年	4	3	3	2
			そ の 他 の も の		14	10	9	8
		道 路 の 構 造 又 は 交 通 の 状 況 を 表 示 す る 標 示 柱 そ の 他 の 柱 類	1 本 に つ き 1 年		1,100	810	680	620
	そ の 他 の も の	上 空 に 設 け る も の	占 用 面 積 1 平 方メー トルに		710	510	430	390
地 下 に 設 け る も の				430	300	260	230	

	その他のもの	つき1年	1,700	1,200	1,000	940	
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設		同	1,700	1,200	1,000	940	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]				
		階数が2のもの	[略]				
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路	同	2,700	950	450	[略]	
	地下に設ける通路		1,600	570	270	[略]	
	その他のもの		1,700	1,200	1,000	940	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	54	19	[略]	[略]	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400	1,900	900	580
	標識	1本につき1年	1,300	960	820	750	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	54	19	[略]	[略]
		その他のもの	1本につき1月	540	190	90	58
幕（道路法施行令第7条第4号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルに	54	19	[略]	[略]	

	その他のもの	つき1年	1,400	1,000	850	780	
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設		同	1,400	1,000	850	780	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]				
		階数が2のもの	[略]				
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路	同	2,400	900	430	[略]	
	地下に設ける通路		1,500	540	260	[略]	
	その他のもの		1,400	1,000	850	780	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	48	18	[略]	[略]	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590
	標識	1本につき1年	1,100	810	680	620	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48	18	[略]	[略]
		その他のもの	1本につき1月	480	180	87	59
幕（道路法施行令第7条第4号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルに	48	18	[略]	[略]	

げる工事 用施設で あるもの を除く。)	その他のもの	つき 1 日					
		その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	540	190	90	58	
アーチ	車道を横断するもの	1 基に つき 1 月	5,400	1,900	900	580	
	その他のもの	つき 1 月	2,700	950	450	[略]	
道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作 物		占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,700	1,200	1,000	940	
道路法施行令第 7 条第 3 号に掲げる施設		同	Aに0.034を乗じて得た額				
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事 用施設及び同条第 5 号に掲げる工 事用材 料		占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	540	190	90	58	
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設 建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		同	170	120	100	94	
道路法 施行令 第 7 条 第 8 号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下（当該路面下の地下を除く。） に設けるもの	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	A に 0.011 を 乗じて得 た額	A に 0.013 を 乗じて得 た額	A に 0.014 を 乗じて得 た額	A に 0.018 を 乗じて得 た額	
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額				
	地下（ト ンネルの 階数が 1 のもの		[略]				
	階数が 2 のもの		[略]				
	トンネルの 上の地下 を除く。） に設ける もの		Aに0.008を乗じて得た額				
その他のもの	Aに0.026を乗じて得た額						
道路法 施行令 第 7 条 第 9 号 に掲げ る施設	建築物	同	A に 0.015 を 乗じて得 た額	A に 0.017 を 乗じて得 た額	A に 0.022 を 乗じて得 た額	A に 0.024 を 乗じて得 た額	
	その他のもの		A に 0.011 を 乗じて得 た額	A に 0.012 を 乗じて得 た額	A に 0.015 を 乗じて得 た額	A に 0.017 を 乗じて得 た額	

げる工事 用施設で あるもの を除く。)	その他のもの	つき 1 日					
		その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	480	180	87	59	
アーチ	車道を横断するもの	1 基に つき 1 月	4,800	1,800	870	590	
	その他のもの	つき 1 月	2,400	900	430	[略]	
道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作 物		占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,400	1,000	850	780	
道路法施行令第 7 条第 3 号に掲げる施設		同	Aに0.031を乗じて得た額				
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事 用施設及び同条第 5 号に掲げる工 事用材 料		占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	480	180	87	59	
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設 建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		同	140	100	85	78	
道路法 施行令 第 7 条 第 8 号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下（当該路面下の地下を除く。） に設けるもの	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	A に 0.009 を 乗じて得 た額	A に 0.012 を 乗じて得 た額	A に 0.014 を 乗じて得 た額	A に 0.017 を 乗じて得 た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額				
	地下（ト ンネルの 階数が 1 のもの		[略]				
	階数が 2 のもの		[略]				
	トンネルの 上の地下 を除く。） に設ける もの		Aに0.007を乗じて得た額				
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額						
道路法 施行令 第 7 条 第 9 号 に掲げ る施設	建築物	同	A に 0.012 を 乗じて得 た額	A に 0.015 を 乗じて得 た額	A に 0.019 を 乗じて得 た額	A に 0.022 を 乗じて得 た額	
	その他のもの		A に 0.009 を 乗じて得 た額	A に 0.011 を 乗じて得 た額	A に 0.014 を 乗じて得 た額	A に 0.015 を 乗じて得 た額	

道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	同	Aに0.024を乗じて得た額			
			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	同	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		同	Aに0.024を乗じて得た額			
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	同	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		同	Aに0.024を乗じて得た額			
			Aに0.034を乗じて得た額			
		同	Aに0.026を乗じて得た額			
		同	Aに0.034を乗じて得た額			

備考 [略]

道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	同	Aに0.022を乗じて得た額			
			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		同	Aに0.022を乗じて得た額			
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
道路法施行令第7条第14号に掲げる施設		同	Aに0.022を乗じて得た額			
			Aに0.031を乗じて得た額			
		同	Aに0.025を乗じて得た額			
		同	Aに0.031を乗じて得た額			

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の第3条第2項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和8年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例

宮城県建築審査会条例（昭和25年宮城県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号) <u>第163条の59第2項</u>において準用する建築基準法第44条第2項の規定により、知事から同意を求められたとき。</p> <p>(4) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>第163条の59第<u>2項</u>において準用する建築基準法第94条の規定に基づく審査請求に関する事務を行うとき。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号) <u>第105条第2項</u>において準用する建築基準法第44条第2項の規定により、知事から同意を求められたとき。</p> <p>(4) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>第105条第<u>2項</u>において準用する建築基準法第94条の規定に基づく審査請求に関する事務を行うとき。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。